



第5期

藤井寺市 地域福祉計画

支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり

令和8年3月
藤井寺市

はじめに

本市では、平成18年に第1期目の市町村地域福祉計画となる「藤井寺市地域福祉計画」を策定いたしました。その後、社会情勢や本市の状況を踏まえて5年毎に計画内容を見直し、地域福祉を推進する様々な取り組みを展開してまいりました。このたび、現行の計画である「第4期藤井寺市地域福祉計画」の計画期間が終了することから、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第5期藤井寺市地域福祉計画」を策定いたしました。

近年、少子高齢化や核家族化の進行により、地域コミュニティのあり方が大きく変わり始めている中で、労働人口の減少や介護の担い手不足といった課題が顕在化するとともに、生活課題も複雑化・多様化しています。また、デジタル化の進展により人々の生活が便利になった一方で、近隣関係の希薄化や孤立感が高まるケースも見受けられます。このような状況の中で、そのような環境変化に柔軟に対応しながら社会課題を解決するため、行政をはじめとした社会の基盤を変革し、地域福祉を更に充実させることが求められています。

こうした背景のもと、本計画では「支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり」を基本理念として掲げ、すべての人が地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目標としております。相談者の状況を包括的に捉えて必要な支援へとつなげるための「福祉の総合相談窓口」を開設するとともに、多機関が協働して地域の課題を解決するための重層的支援体制を構築するなど、行政と事業者と地域住民が協力し合い、誰もが安心して充実した生活を送ることができる地域社会を目指してまいります。

地域福祉の推進には、地域に暮らしておられる皆様一人ひとりのご参加が不可欠です。今後も地域福祉のさらなる向上を目指し、市民の皆様が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました藤井寺市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様、市民の皆様、ならびに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

藤井寺市長 岡田 一樹

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 地域福祉とは	1
2. 計画策定の趣旨・背景	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画期間	5
5. 計画の策定体制	5
第2章 地域福祉を取り巻く藤井寺市の現状	7
1. 統計からみえる本市の現状	7
2. アンケート調査等からみえる本市の現状	13
3. 福祉関係者懇談会からみえる本市の現状	23
4. 第4期計画の取組の評価と今後に向けた課題	24
第3章 計画の基本理念	31
1. 基本理念	31
2. 施策の体系	32
3. 基本目標	33
4. 重点施策	34
第4章 施策の展開	38
基本目標1 福祉への理解を深め、みんなで支え合うまち	38
基本目標2 地域でつながり、身近で相談できるまち	42
基本目標3 安心・安全で、誰もが住みやすいまち	48
第5章 計画の推進と進行管理	54
1. 計画の推進体制	54
2. 計画の進行管理	55
資料編	56
1. 計画の策定経過	56
2. 藤井寺市地域福祉計画策定委員会規則	57
3. 藤井寺市地域福祉計画策定委員会委員名簿	58
4. 用語の説明	59

第1章 計画策定にあたって

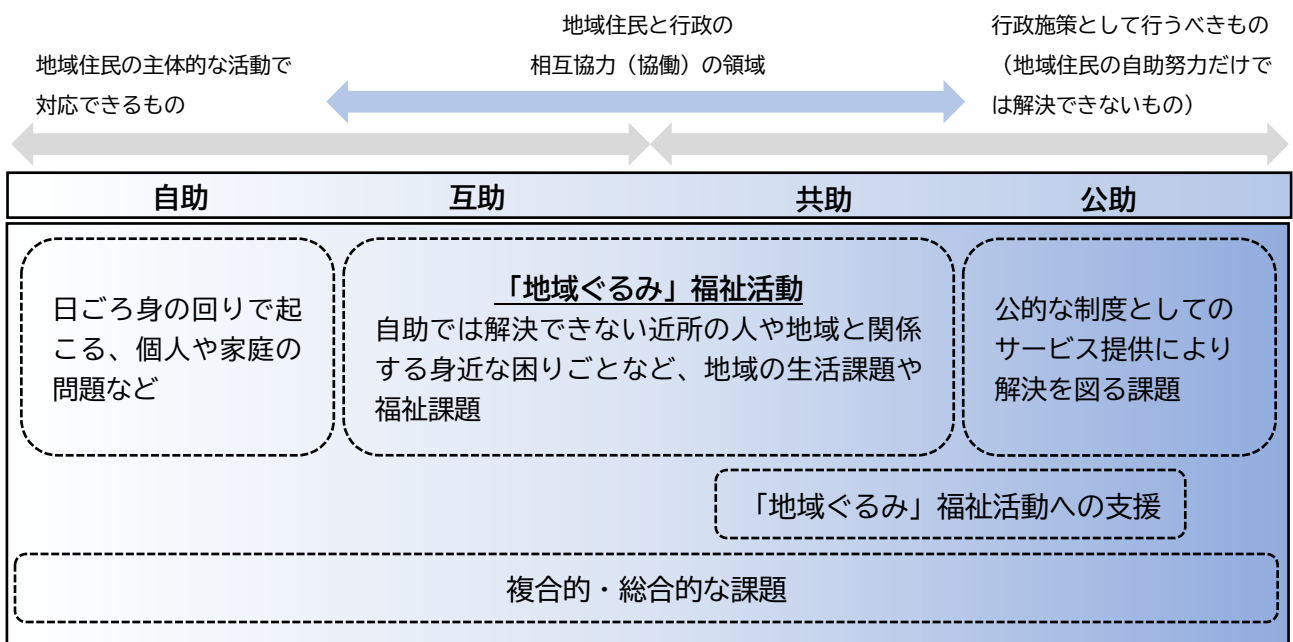
1. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域社会（市域や小学校区など）を基盤にして、行政と地域住民が協力し合い、子ども・高齢者・障害のある人・外国人など、誰もが安心して、充実した生活のできる地域社会と、それを支える福祉サービスを作り上げていこうとする社会福祉の形態のことです。

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、自分自身や家族でできることは「自助」として取り組みながら、近隣の住民や地域で協力して取り組む「互助」、ボランティアや市民公益活動団体などの活動で取り組む「共助」、公的な機関などが取り組む「公助」を組み合わせ、行政と地域住民が協働して作り上げる“地域における助け合いの仕組み”が必要です。

住みやすい地域づくりには、地域住民が参加する地域福祉の推進がますます重要となります。

《「自助」「互助・共助」「公助」の関係図》



2. 計画策定の趣旨・背景

本市では、平成18(2006)年3月に第1期となる「藤井寺市地域福祉計画」を策定し、以降、5年ごとに計画の見直しを行いながら、地域における助け合い・支え合いの仕組みづくりや相談支援体制づくり等に取り組んでいます。令和3(2021)年3月に策定した「第4期藤井寺市地域福祉計画」(以下、「第4期計画」という)においては、「支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり」を基本理念として、市民が支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域でともに安心して暮らしていくことができるよう、福祉活動の推進に向けた人材・団体等の育成・支援に向けたさまざまな取組を推進してきました。

しかしながら、この間も人口減少の進行や少子高齢化に歯止めがかからず、その結果として、地域活動などの担い手不足や地域コミュニティ機能の低下などを招いており、地域のつながりの希薄化に拍車をかけています。また、これらの社会の変化に合わせて、高齢者のみの世帯の増加や、子どもの育児と親の介護が重なるダブルケア、ひきこもりの高齢化等による8050問題(9060問題)、家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っているヤングケアラー、社会的孤立など、さまざまな状況が絡み合った課題が顕在化するようになりました。

これらの社会的な背景がある一方で、国では「地域共生社会」の実現をめざした取組が進められており、地域住民等が自ら地域生活課題を把握し解決するための仕組みづくりや、「各分野にまたがる課題(複合的な課題)」、「制度の狭間の課題」を受け止めるための包括的な支援体制の整備に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

また、令和5(2023)年5月には、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが規定された「孤独・孤立対策推進法」が成立するなど、福祉関連の法整備が順次、進められています。

これらの背景を踏まえ、本市においても、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制をさらに充実させていく必要があることから、第4期計画で推進してきた施策の評価・検証結果等を踏まえ、「第5期藤井寺市地域福祉計画」(以下、「本計画」という)を策定します。

本計画では、これまでの理念を引き継ぎ、取組の成果を生かすとともに、社会状況の変化により顕在化した新たな福祉課題等に対応した取組を位置づけることで、誰一人取り残さない地域共生社会の実現をめざします。

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

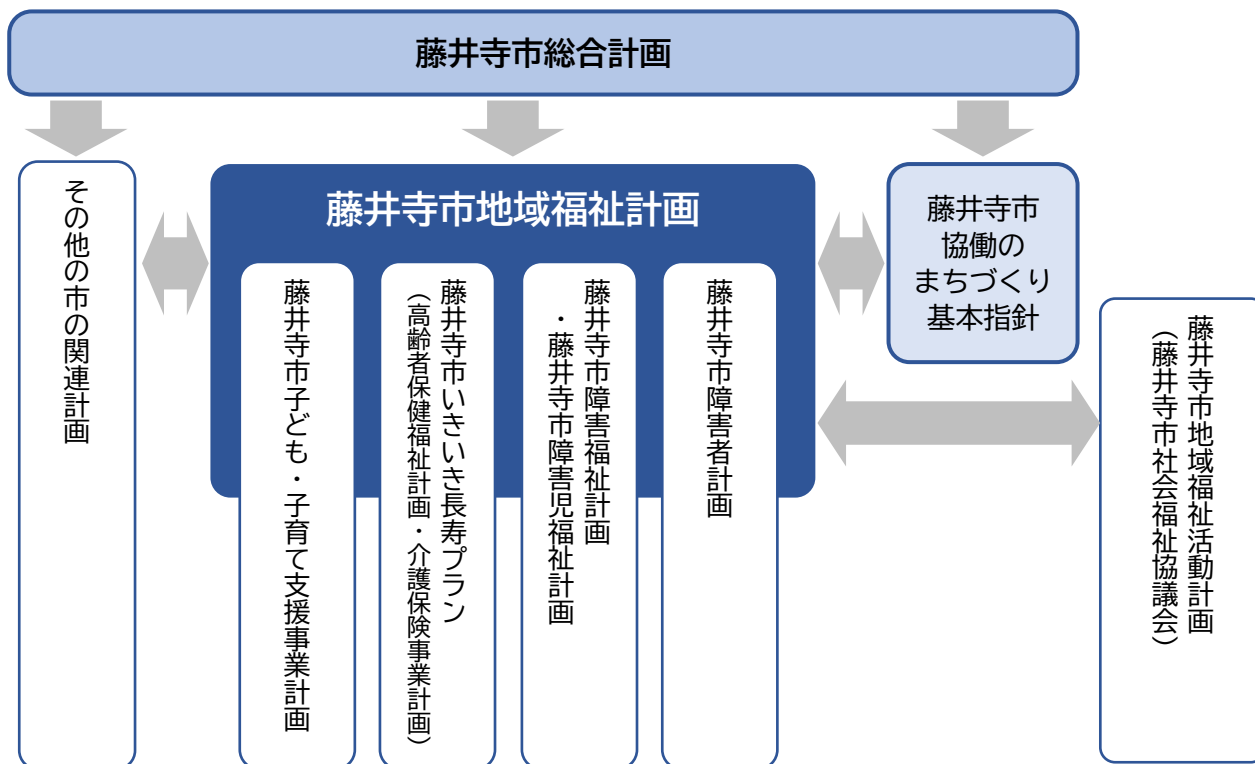
本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づいて策定する「市町村地域福祉計画」です。

また、本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条第 1 項に規定される「地方再犯防止推進計画」を包含します。

(2) 福祉の個別計画との関係

地域福祉計画は、平成 30(2018)年 4 月の社会福祉法の改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項」を記載することとされており、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」としての性格をもちます。

本計画は、地域福祉の方向性から「藤井寺市協働のまちづくり基本指針」を踏まえるとともに、福祉の分野別計画である「藤井寺市障害者計画」、「藤井寺市障害福祉計画及び障害児福祉計画」、「藤井寺市いきいき長寿プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」などとの整合を図りながら、複合的・総合的な課題も見据え、地域福祉の観点から横断的な施策を推進するために策定します。



(3) 藤井寺市地域福祉活動計画（藤井寺市社会福祉協議会）との関係

藤井寺市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）では、令和5（2023）年3月に「藤井寺市地域福祉活動計画」を策定しています。この計画は、地域住民による主体的かつ自発的な地域福祉活動を推進するための指針となる計画です。

この計画は、各地域において地域住民の参画と協働を具体的に進める活動・行動のための計画であることから、地域福祉を推進するために必要な基盤づくりや仕組みづくりなどを示す本計画と連携のもと、地域福祉を進めていく必要があります。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてSDGsが採択されました。SDGsは、令和12（2030）年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と、達成するための具体的な169のターゲットから構成されています。

また、本市では「第六次藤井寺市総合計画」において、「誰一人取り残さない」を基本理念としたSDGsの考え方を取り入れた持続可能な開発のためのまちづくりを進めています。本計画の推進にあたって、特に福祉分野に関連する目標3「すべての人に健康と福祉を」をはじめとした各目標を念頭に、各施策の取組を推進します。



4. 計画期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とします。なお、福祉制度の改正などの大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
藤井寺市総合計画	第六次藤井寺市総合計画							
藤井寺市地域福祉計画	第4期計画 (令和3年度～)	第5期地域福祉計画（本計画）						次期計画
地域福祉活動計画 (市社協)	第4期地域福祉活動計画 (令和5年度～)				次期計画			

5. 計画の策定体制

(1) 藤井寺市地域福祉計画策定委員会の設置

関係機関・団体の代表や学識経験者などで構成する「藤井寺市地域福祉計画策定委員会」を設置し、本市の地域福祉を取り巻く状況や課題、施策・事業の整理とともに、計画の基本理念や目標、計画の具体的な内容などについて検討・協議を行いました。

(2) 地域福祉に関わる市民アンケート・福祉関係者アンケートの実施

市民の地域生活における課題や地域福祉に対する意識、福祉関係者の活動状況や課題等を把握し、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

※結果の詳細は、第2章「2. アンケート調査からみえる本市の現状」を参照

	市民アンケート	福祉関係者アンケート
調査対象	藤井寺市在住の18歳以上の男女より無作為抽出	藤井寺市の福祉関係者（社協職員・区長・福祉委員・民生委員児童委員・社協に登録しているボランティア・PTA）
対象者数	2,500人	500人
回収数	1,121件	357件
回収率	44.8%	71.4%
調査方法	郵送配付－郵送・WEB回収	
調査期間	令和7(2025)年8月12日(火)～8月29日(金)	

(3) 藤井寺市福祉関係者懇談会の実施

地域の困りごとや相談を受けた内容のうち、対応が難しかったこと（難しいこと）の事例について把握し、その事例に対して、“誰が” “何に” 取り組んでいくべきなのか、アイデアを出し合い、地域福祉計画策定や今後の施策の検討へとつなげていくために開催しました。

※結果の詳細は、第2章「3. 福祉関係者懇談会からみえる本市の現状」を参照

(4) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するため、計画素案に対するパブリックコメントを実施しました。

【実施期間】 令和8(2026)年1月9日(金)～令和8(2026)年1月30日(金)の22日間

【実施方法】 ホームページに掲載するとともに、市役所本庁、にぎわい・まなび交流館（アイセルシュラホール）、藤井寺市立図書館、藤井寺市立福祉会館での閲覧により、市民の意見などを募集

第2章 地域福祉を取り巻く藤井寺市の現状

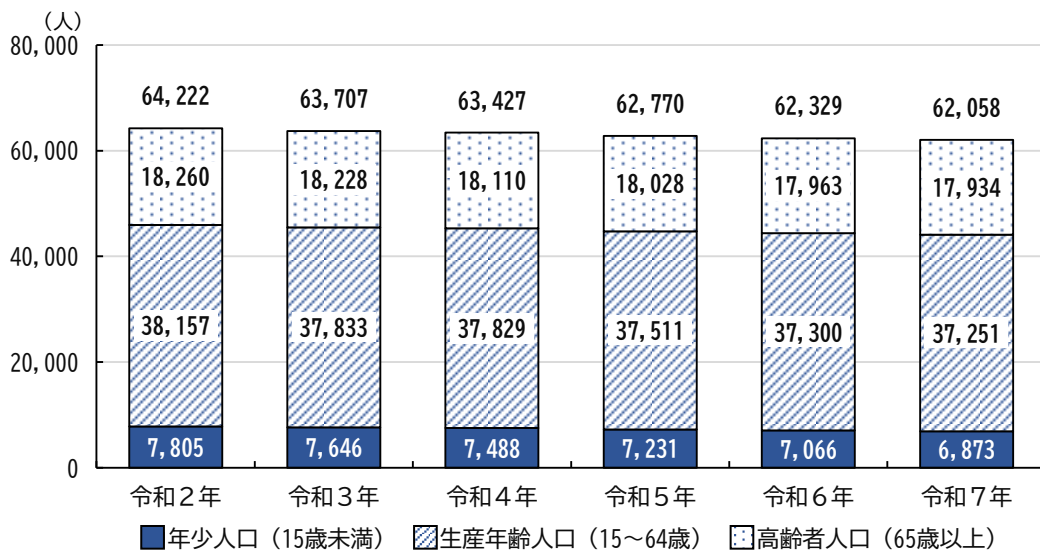
1. 統計からみえる本市の現状

(1) 人口の状況

本市の総人口は、令和2(2020)年以降減少傾向にあり、令和7(2025)年には62,058人となっています。年齢3区分別人口についてみると、すべての区分で減少傾向となっているものの、年少人口(15歳未満人口)と生産年齢人口(15~64歳人口)に対して、高齢者人口(65歳以上人口)の減少はゆるやかとなっており、少子高齢化の進行がうかがえます。

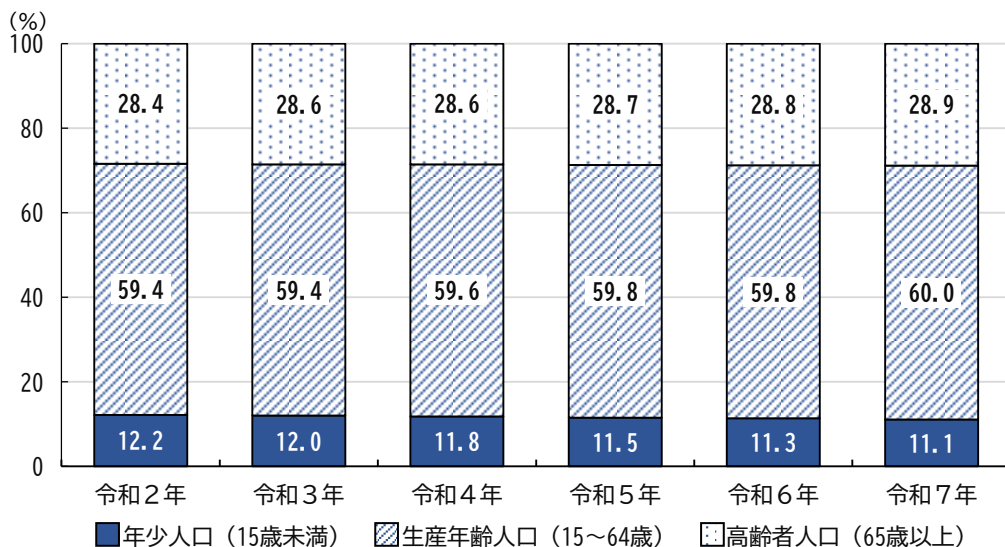
人口割合をみると、高齢者人口(65歳以上人口)割合が年々増加しており、令和7(2025)年には28.9%となっています。

◆ 年齢3区分別の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

◆ 年齢3区分別の人口割合の推移

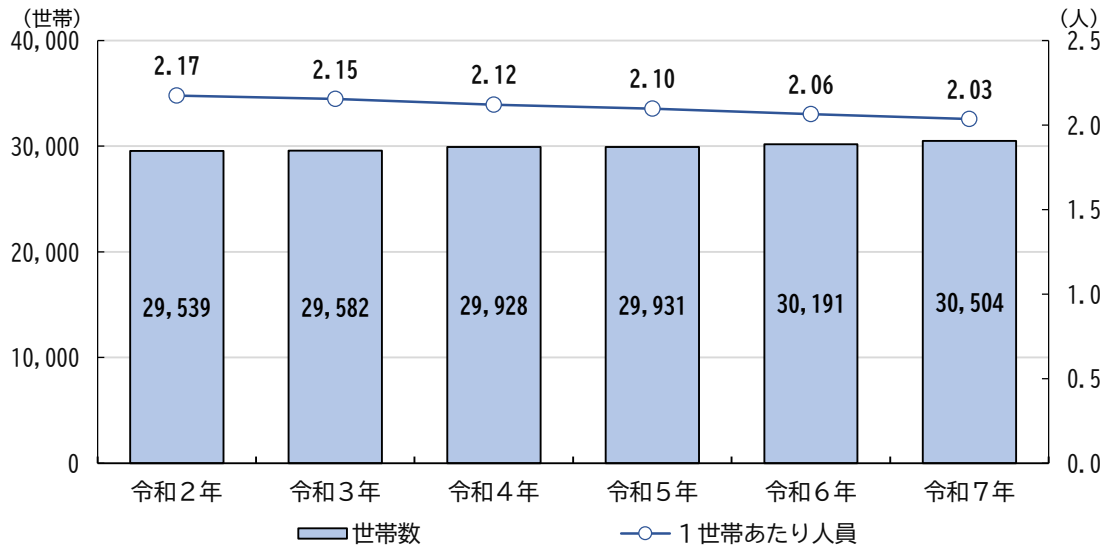


資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数は、令和2(2020)年以降増加傾向にあり、令和7(2025)年には30,504世帯となっています。世帯数が増加する一方で、人口は減少傾向にあることから、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、令和7(2025)年には2.03人と核家族化の進行がうかがえます。

◆ 世帯数と一世帯あたり人員の推移

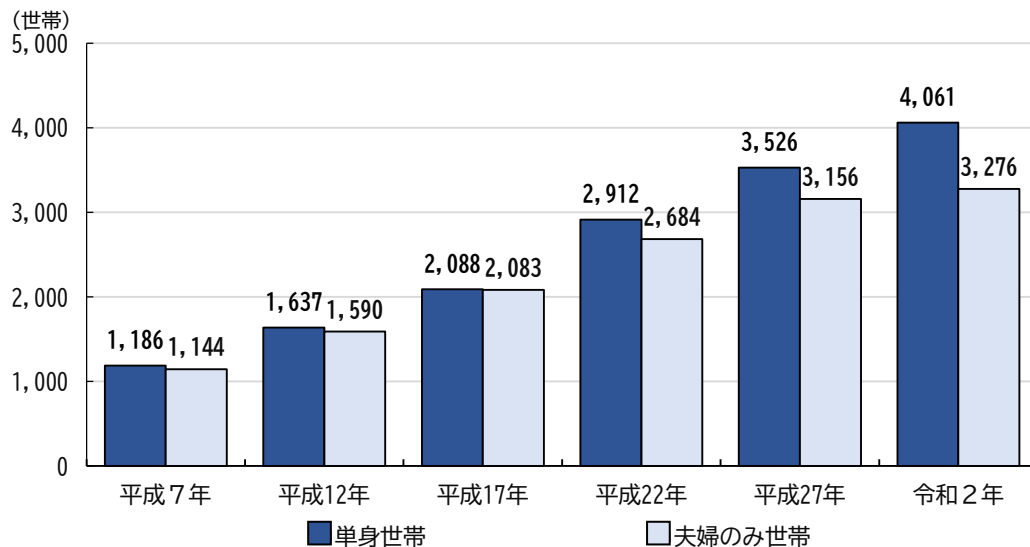


資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

(3) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯数は、単身世帯・夫婦のみ世帯ともに増加傾向にあります。平成7(1995)年から令和2(2020)年の25年間で、単身世帯は約3.4倍、夫婦のみ世帯は約2.9倍となっています。

◆ 高齢者世帯数の推移

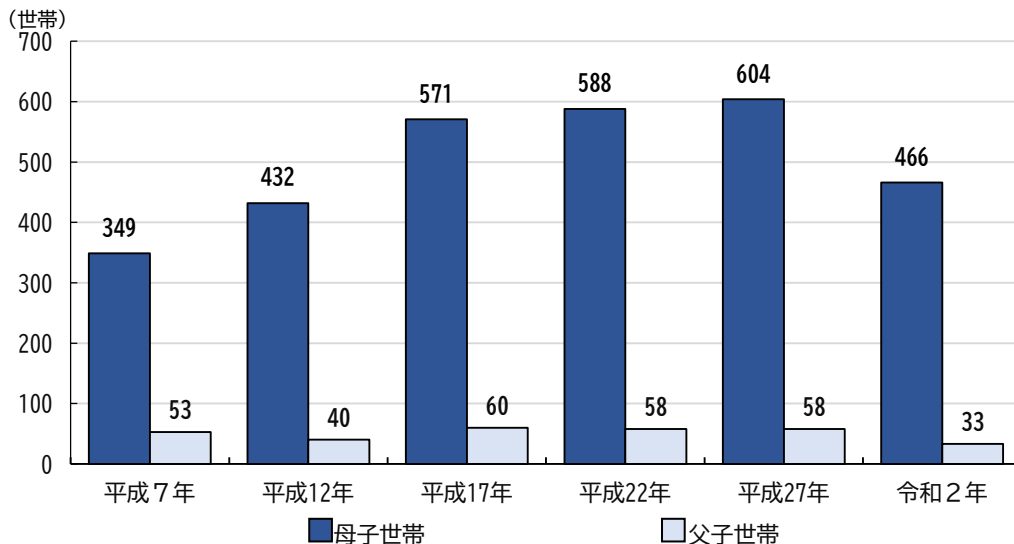


資料：国勢調査（各年10月1日時点）、「夫婦のみ世帯」は夫婦ともに65歳以上の世帯

(4) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は、令和2(2020)年には母子世帯が466世帯、父子世帯が33世帯となっており、母子世帯・父子世帯ともに平成27(2015)年をピークに減少しています。

◆ ひとり親世帯数の推移

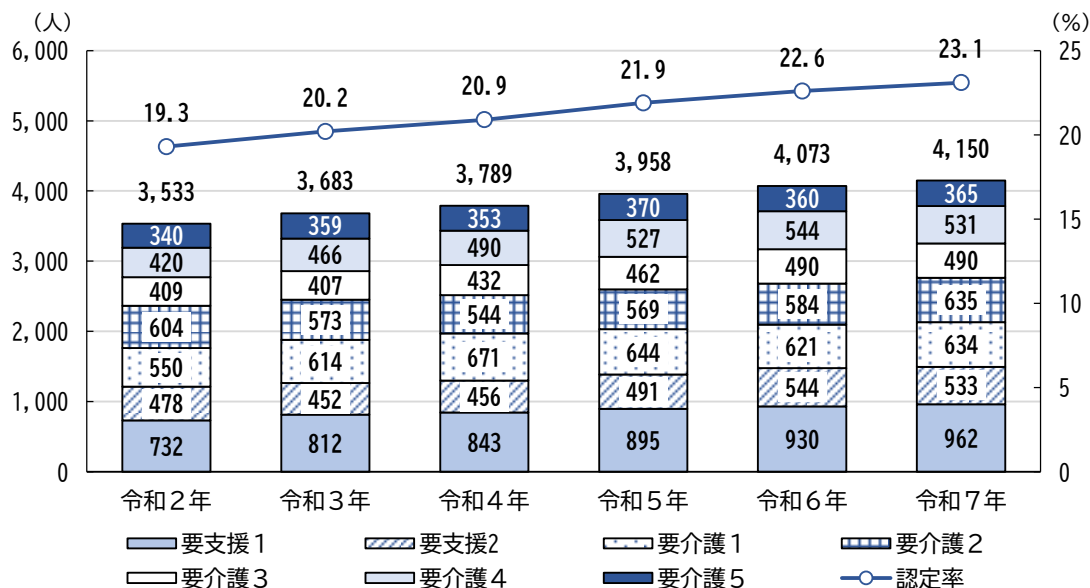


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(5) 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数は、高齢化に伴い令和2(2020)年以降増加傾向にあり、令和7(2025)年には4,150人となっており、高齢者に占める認定者数の割合（認定率）は23.1%となっています。

◆ 要介護（要支援）認定者数の推移

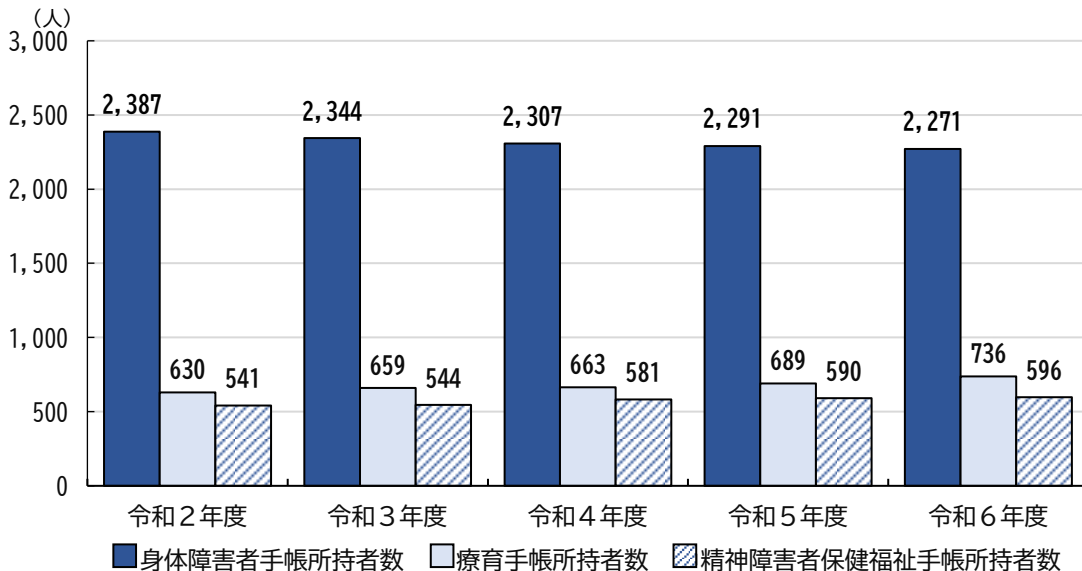


資料：令和4(2022)年まで「第9期藤井寺市いきいき長寿プラン」
令和5(2023)年以降は高齢介護課作成（各年9月末時点）

(6) 障害のある人の状況

障害者手帳所持者数は、令和2(2020)年度以降、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にある一方で、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

◆ 障害者手帳所持者数の推移

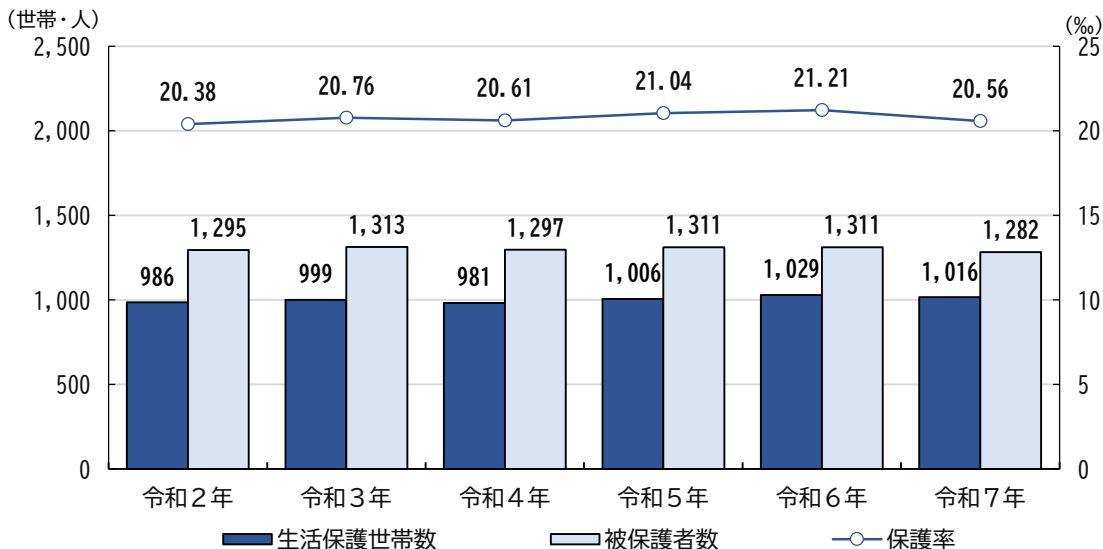


資料：令和4(2022)年度まで「藤井寺市障害福祉計画(第7期)、障害児福祉計画(第3期)」
令和5(2023)年度以降は福祉総務課作成(各年度3月末時点)

(7) 生活保護の状況

令和2(2020)年以降、生活保護世帯数・被保護者数・保護率ともに横ばい傾向にあり、令和7(2025)年には生活保護世帯は1,016世帯、被保護者数は1,282人、保護率は20.56%となっています。

◆ 生活保護世帯数等の推移



資料：生活支援課作成(各年9月末時点)

(8) 虐待相談の状況

虐待相談件数は、児童虐待（児童虐待相談件数・通報件数含む）は、令和3（2021）年度をピークに減少傾向にあり、令和6（2024）年度には188件となっています。内訳は、心理的虐待が80件と最も多く、次いで、ネグレクトが61件となっています。

高齢者虐待の認定件数は、令和4（2022）年度以降、やや増加傾向にあり、令和6（2024）年度には12件となっています。障害者虐待の認定件数は、令和3（2021）年度以降は0～2件で推移しています。

◆ 虐待の相談・通報件数

(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待	身体的虐待	43	56	41	52	42
	性的虐待	3	1	0	0	5
	心理的虐待	80	104	96	74	80
	ネグレクト	73	94	108	65	61
	合計	199	255	245	191	188

資料：子育て支援課作成（各年度3月末時点）

◆ 虐待の認定件数

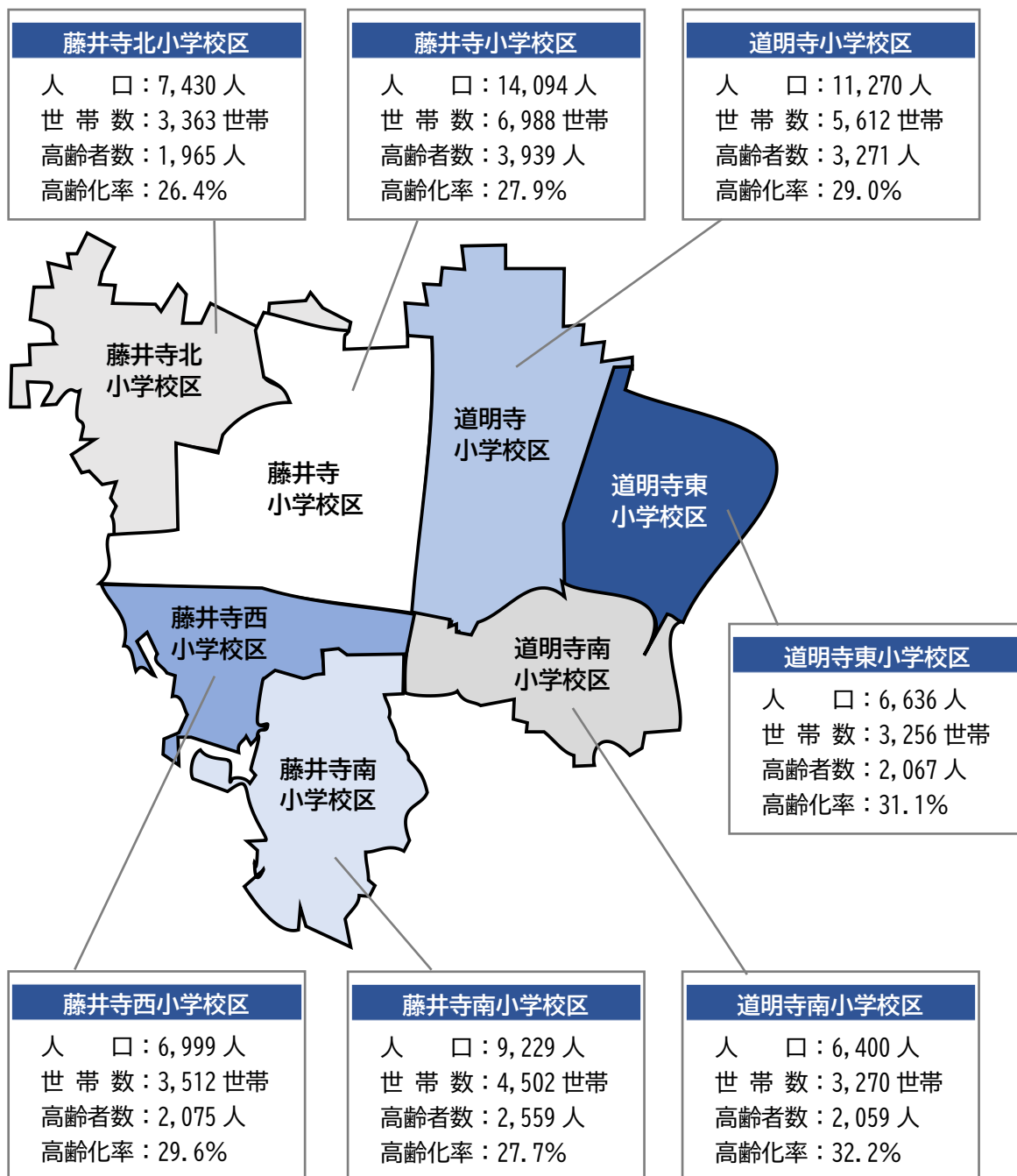
(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者虐待	身体的虐待	2	8	4	3	5
	性的虐待	0	0	0	0	0
	心理的虐待	0	6	1	1	6
	経済的虐待	0	0	0	1	0
	ネグレクト	1	1	1	2	1
合計	3	15	6	7	12	
障害者虐待	身体的虐待	6	0	0	0	1
	性的虐待	1	0	1	0	0
	心理的虐待	5	0	0	0	1
	経済的虐待	1	0	0	0	0
	ネグレクト	0	0	0	0	0
合計	13	0	1	0	2	

資料：福祉総務課・高齢介護課作成（各年度3月末時点）

(9) 各地区の特徴

7つの小学校区ごとに、令和7(2025)年9月末時点の人口、世帯数、高齢者数(65歳以上人口)、高齢化率をみると、人口は藤井寺小学校区が最も多く、道明寺南小学校区が最も少なくなっています。一方で、高齢化率は藤井寺北小学校区の26.4%から道明寺南小学校区の32.2%とバラつきがあり、地区によって人口構成等に大きな違いがみられます。



資料：住民基本台帳（令和7(2025)年9月末時点）

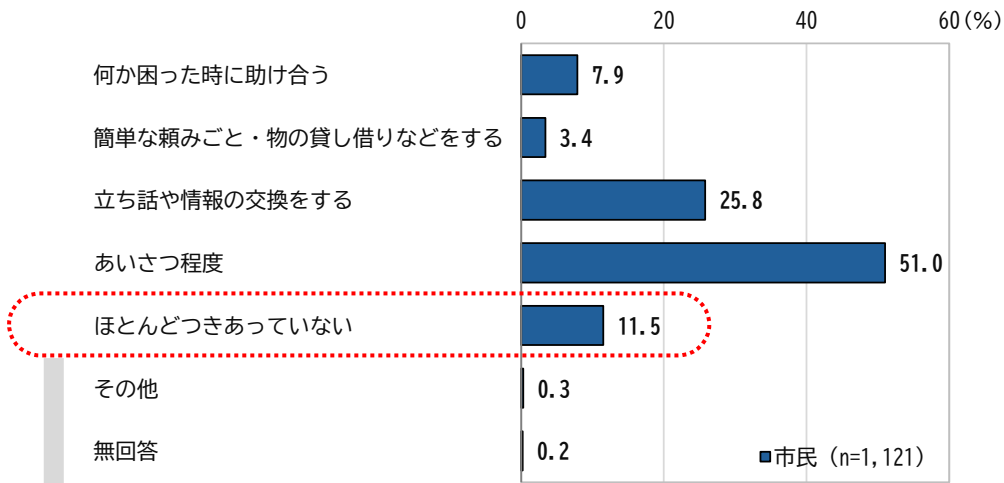
2. アンケート調査等からみえる本市の現状

(1) 近所づきあいの状況

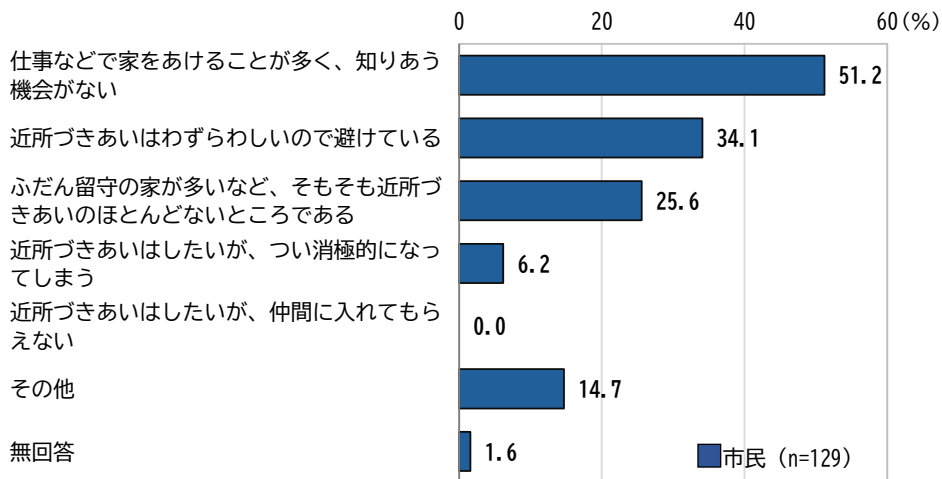
近所づきあいの状況は、「あいさつ程度」が半数を超えて最も高く、9割近くの人は近所づきあいをしている一方で、1割程度の人は近所づきあいをしていない状況がみられ、近所づきあいをしていない理由では、「仕事などで家をあけることが多く、知りあう機会がない」が半数を超えています。

近所づきあいの満足度は『満足している』（「満足している」＋「ほぼ満足している」）が8割を超えて高くなっています。

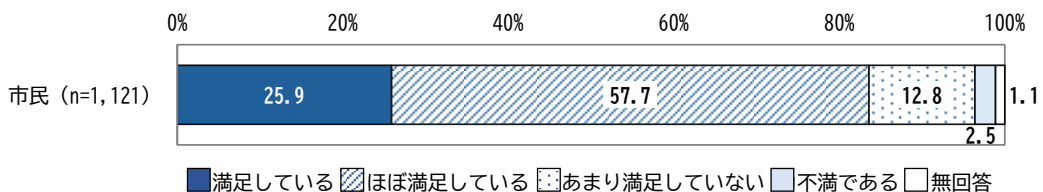
◆ 近所づきあいの状況



◆ 近所づきあいをしていない理由



◆ 近所づきあいの満足度

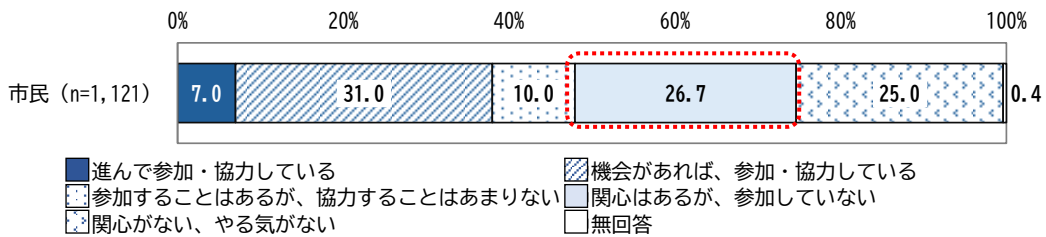


(2) 地域活動への参加状況

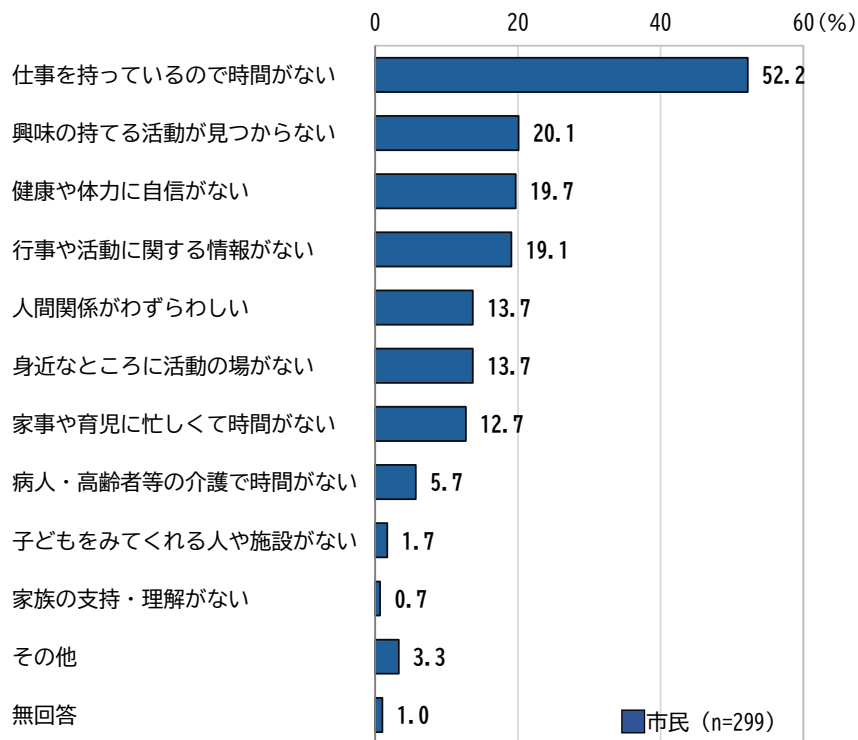
地域活動への参加状況は、『協力している』（「進んで参加・協力している」＋「機会があれば、参加・協力している」）は4割近くを占め、『参加している』（『協力している』＋「参加することはあるが、協力することはない」）は約半数となっています。

また、関心はあっても参加していない理由では、「仕事を持っているので時間がない」が半数を超えて最も高く、次いで「興味の持てる活動が見つからない」となっています。

◆ 地域活動への参加状況



◆ 地域活動に参加していない理由

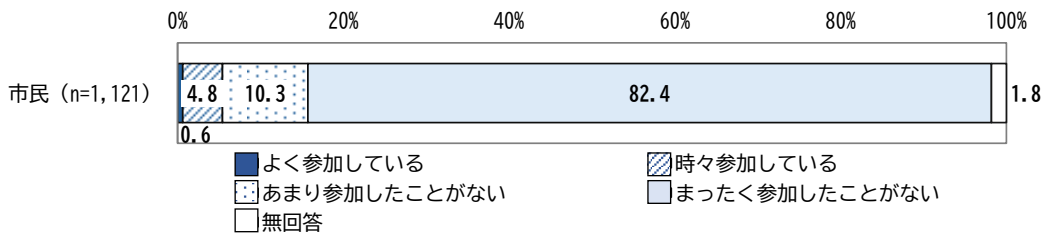


(3) 福祉に関する研修や話し合いの場について

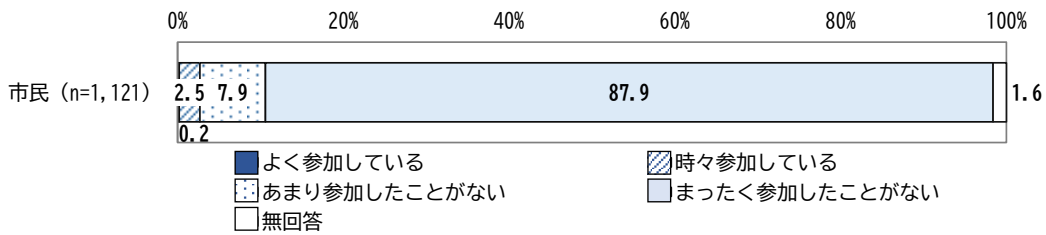
福祉に関する研修や話し合いの場については、『参加している』（「よく参加している」＋「時々参加している」）はどちらも1割未満となっており、「まったく参加したことがない」が8割以上を占めています。

参加するための方法や日時を年代別にみると、18～69歳までは「オンライン上での開催」が高く、また、年代が上がるほど「平日の日中に集まって開催」が高くなる傾向がみられます。

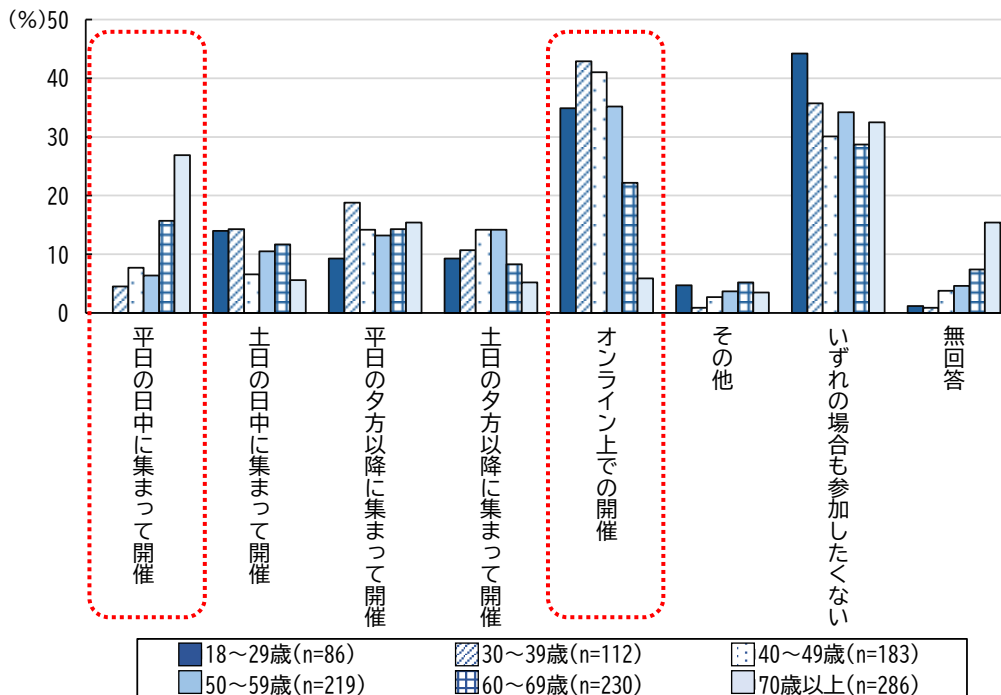
◆ 福祉に関する研修会などの参加状況



◆ 地域の福祉課題を話し合う場への参加状況



◆ 研修会・話し合う場などに参加しやすい開催方法・日時（年代別）

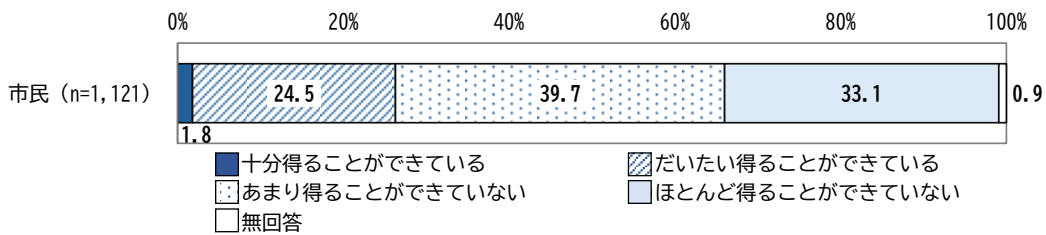


(4) 地域福祉に関する情報入手について

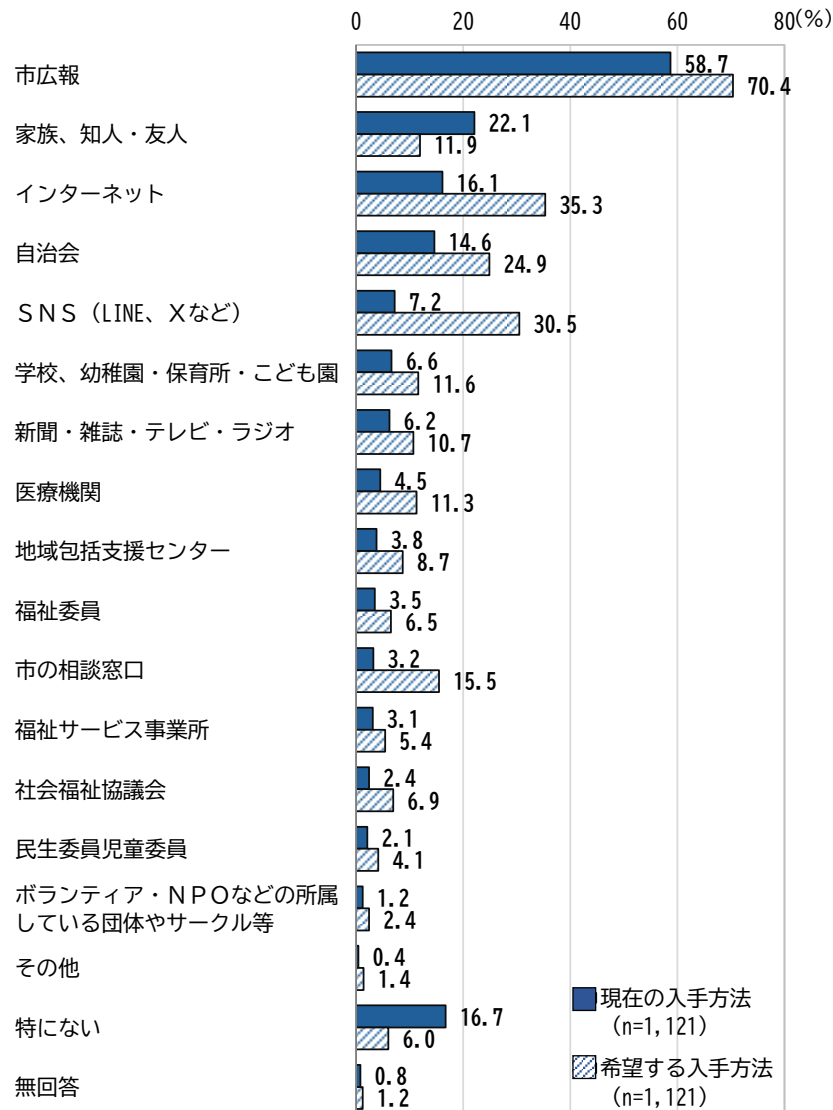
地域福祉に関する情報入手については、『得ることができていない』（「あまり得ることができていない」＋「ほとんど得ることができていない」）が7割以上を占めています。

また、福祉サービスに関する情報の入手方法について現在の方法と希望する方法を比べると、希望する入手方法として、「インターネット」や「SNS（LINE、Xなど）」などで現在の入手方法に比べて大きく上回っています。

◆ 地域福祉に関する情報入手の充足感



◆ 福祉サービスに関する情報の入手手段

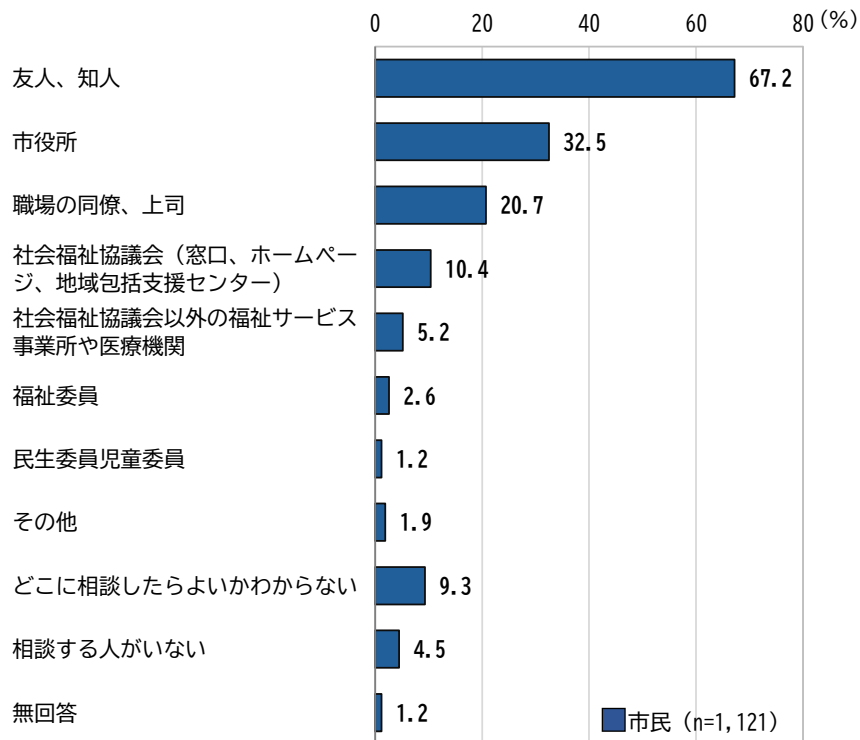


(5) 困りごとの相談について

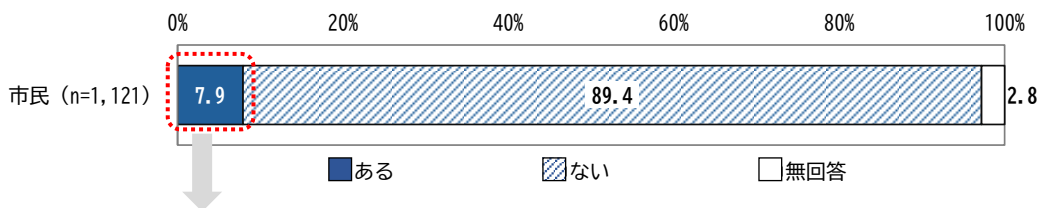
家族以外の相談先で、「どこに相談したらよいかわからない」が約1割を占めています。

また、福祉に関する相談窓口で困ったことがある人は1割近くを占め、理由は「相談したい内容がいろいろな分野にまたがり1つの相談窓口では解決できなかった」が最も高くなっています。

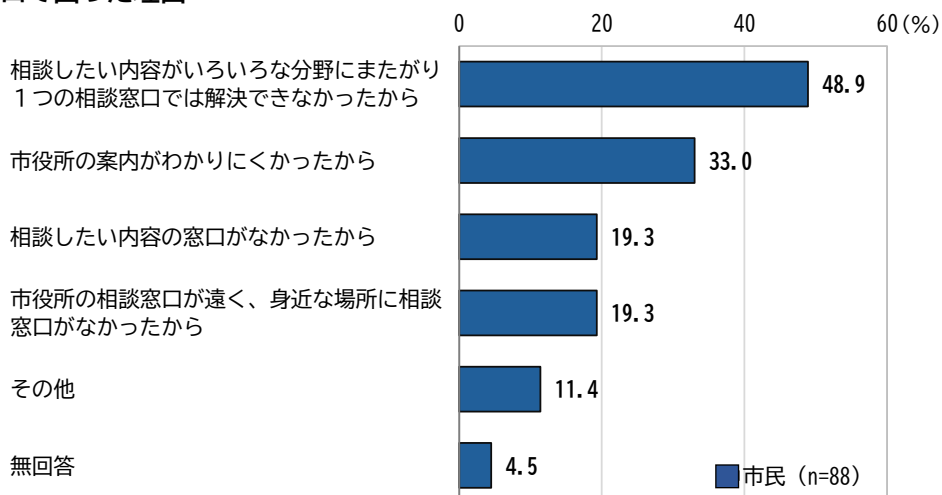
◆ 家族以外の相談先



◆ 福祉に関する相談窓口で困ったことの有無



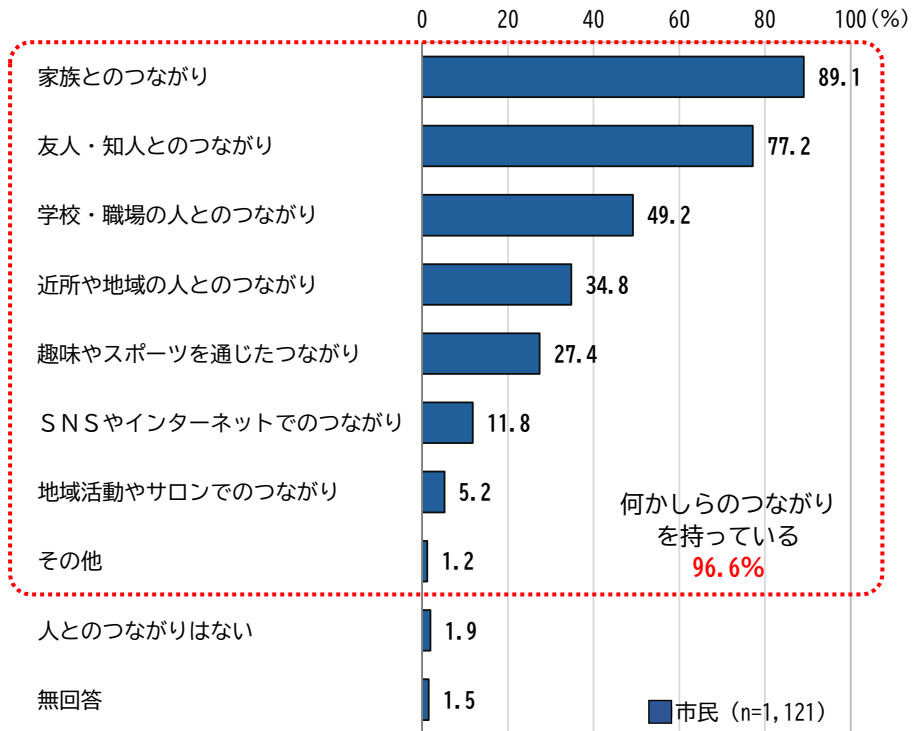
◆ 相談窓口で困った理由



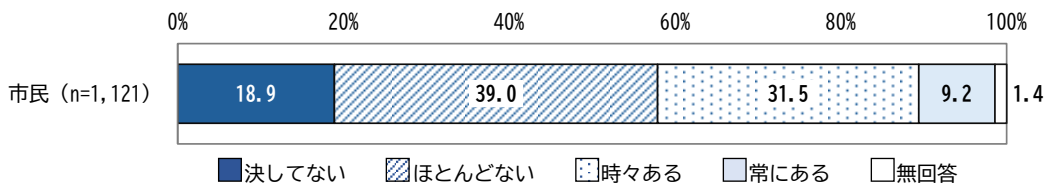
(6) 人とのつながりについて

人とのつながりについては、家族や友人など、何かしらのつながりを持っている人が9割以上いるのに対し、人とのつながりがないと感じることについては、『ある（つながりがないと感じる）』（「時々ある」＋「常にある」）が約4割となっています。

◆ 持っている“人とのつながり”



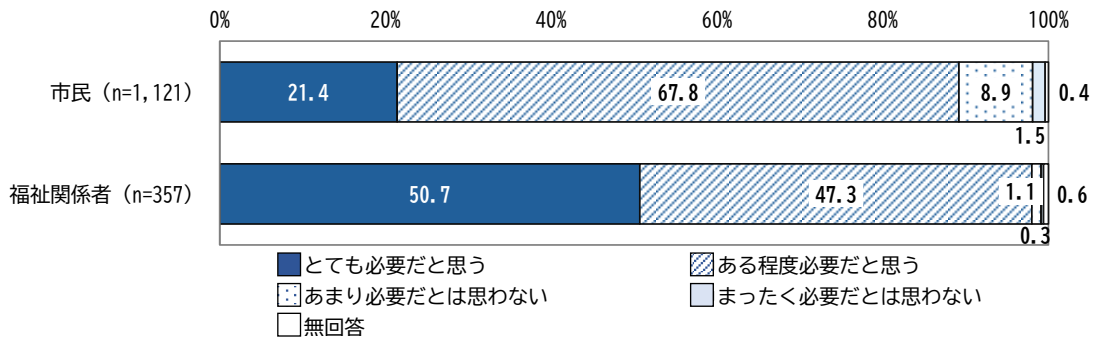
◆ 「人とのつながりがない」と感じるものの有無



(7) 共助について

共助の必要性については、『必要だと思う』（「とても必要だと思う」+「ある程度必要だと思う」）が8割を超えて高くなっているものの、福祉関係者では9割以上となっており、福祉関係者に比べると市民の意識はやや低くなっています。

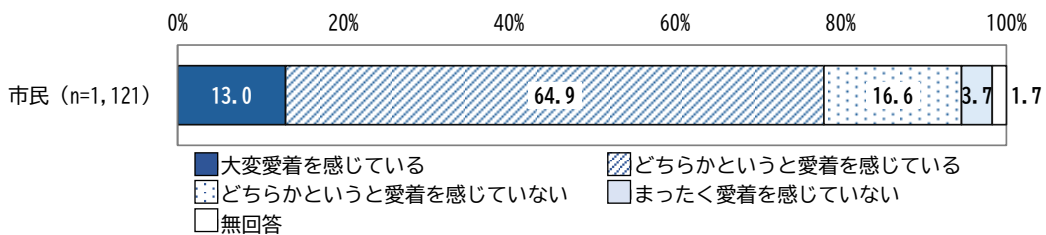
◆ 共助の必要性



(8) まちへの愛着について

「自分のまち」に対する愛着感については、『愛着を感じている』（「大変愛着を感じている」+「どちらかというとな愛着を感じている」）が8割近くを占めている一方で、『愛着を感じていない』（「どちらかというとな愛着を感じていない」+「まったく愛着を感じていない」）は約2割となっています。

◆ 「自分のまち」に対する愛着感

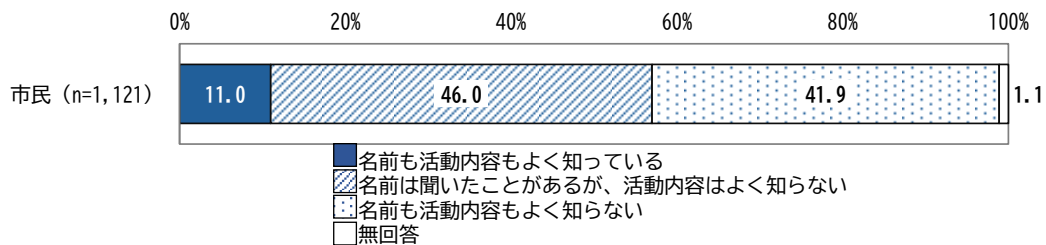


(9) 社会福祉協議会について

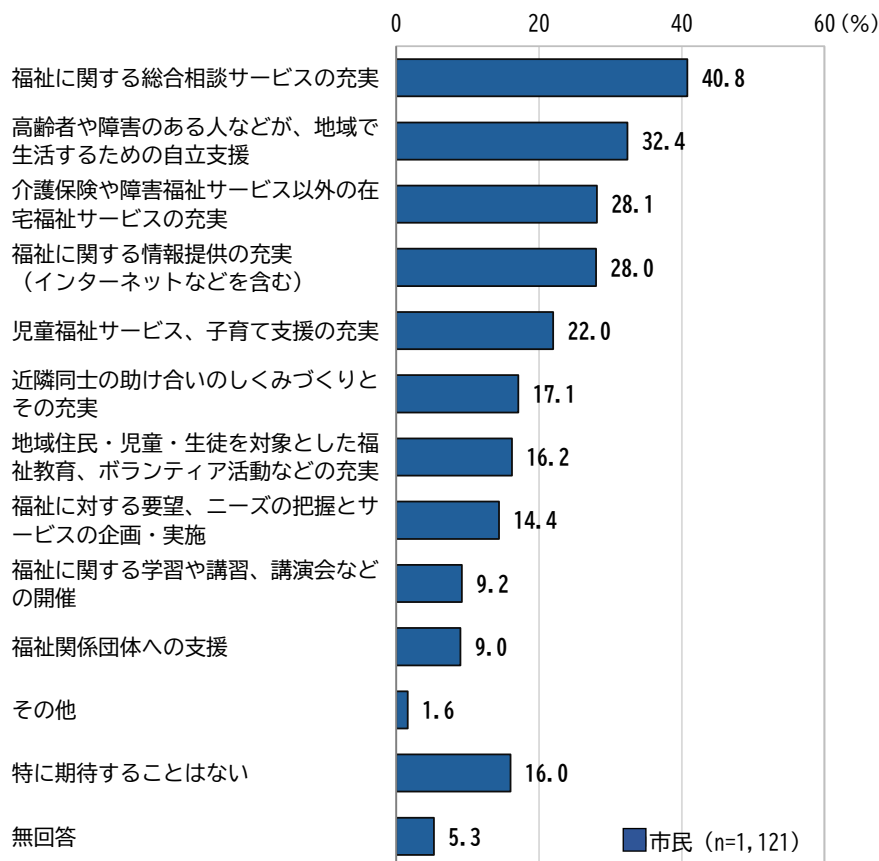
社会福祉協議会の活動に対する認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が4割を超えて最も高く、「名前も活動内容もよく知っている」は約1割となっています。

社会福祉協議会に期待することでは、「福祉に関する総合相談サービスの充実」が約4割を占めて最も高く、次いで「高齢者や障害のある人などが、地域で生活するための自立支援」、「介護保険や障害福祉サービス以外の在宅福祉サービスの充実」、「福祉に関する情報提供の充実（インターネットなどを含む）」の順となっています。

◆ 社会福祉協議会の活動に対する認知度



◆ 社会福祉協議会に期待すること

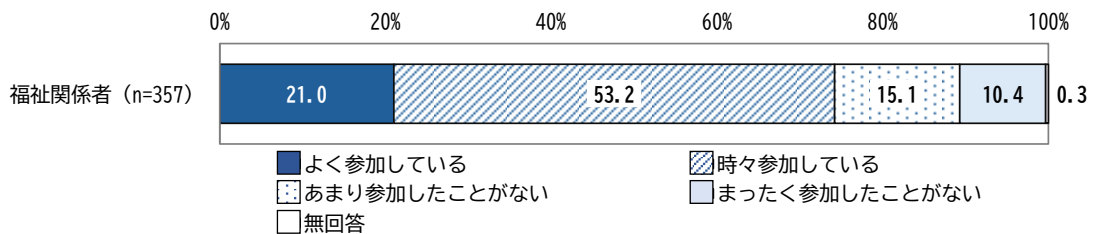


(10) 福祉関係者の活動状況について

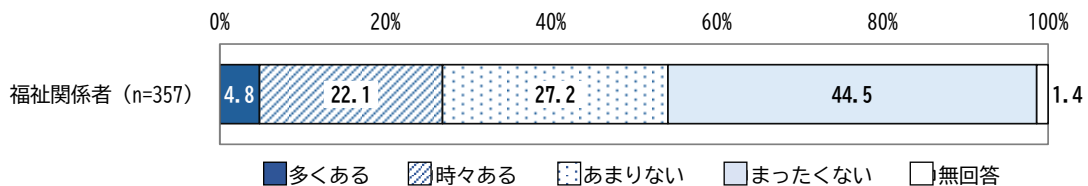
福祉に関する研修については、『参加している』（「よく参加している」＋「時々参加している」）が7割を超えているものの、参加した内容を生かす機会が『ない』（「あまりない」＋「まったくない」）が7割を超えています。

また、他機関や団体等との連携状況では、福祉関係者や関係機関と『連携している』（「日頃連携している」＋「時々連携している」）が6割近くとなっているのに対し、所属以外の団体・グループとの交流では『参加したことがない』（「あまり参加したことがない」＋「まったく参加したことがない」）が約6割を占めています。

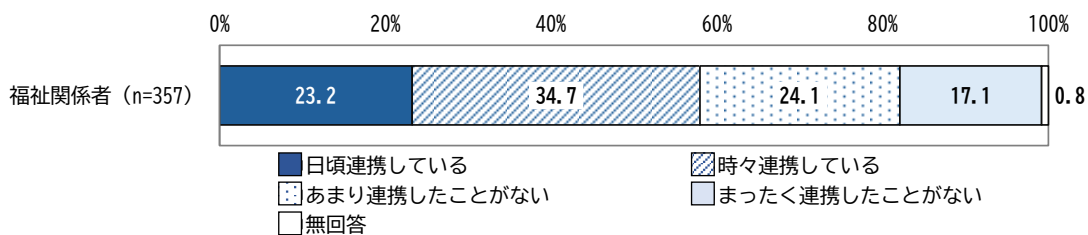
◆ 福祉に関する研修会などの参加状況



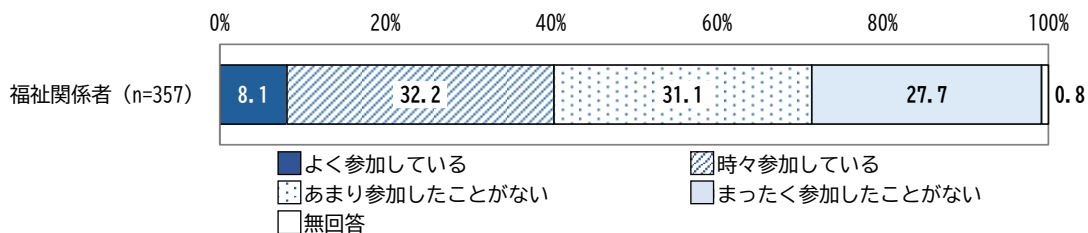
◆ 福祉に関する研修会などを生かす機会の有無



◆ 福祉の関係者及び関係機関との連携状況



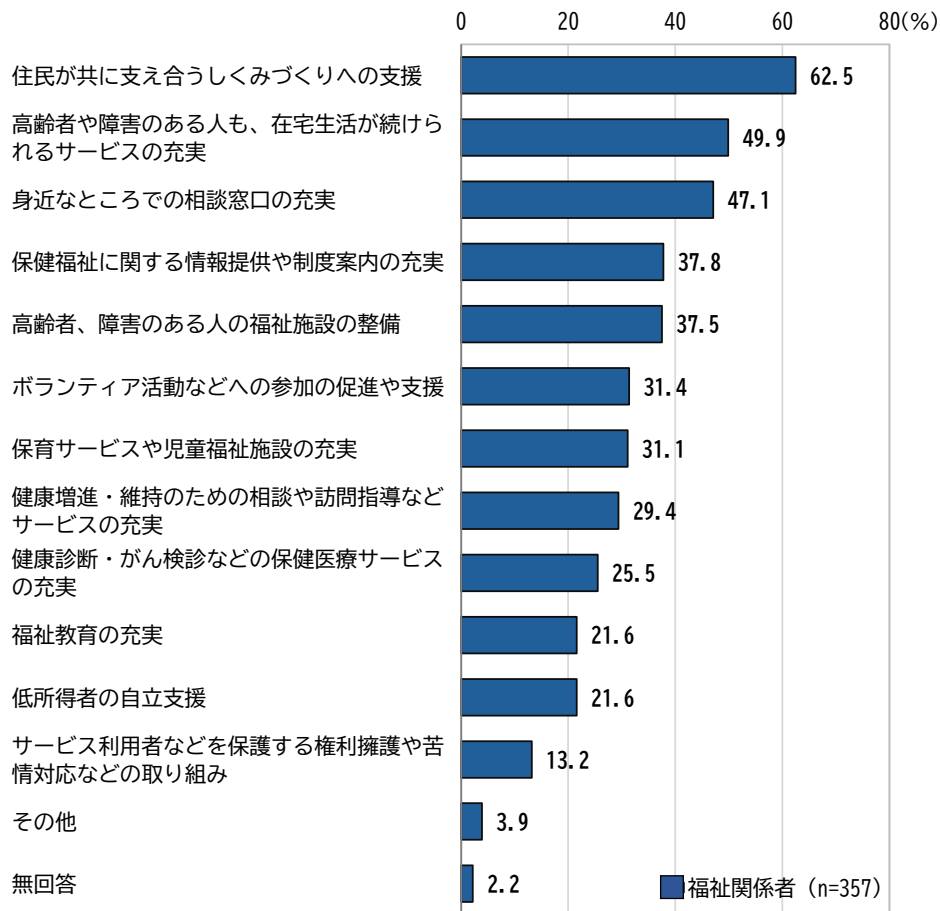
◆ 所属以外の団体・グループとの交流などの参加状況



(11) 地域住民が安心して暮らせるために必要なこと

地域住民が安心して暮らせるために必要なことについては、「住民が共に支え合うしくみづくりへの支援」が6割以上を占めて最も高く、次いで「高齢者や障害のある人も、在宅生活が続けられるサービスの充実」、「身近なところでの相談窓口の充実」、「保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実」の順となっています。

◆ 地域住民が安心して暮らせるために必要なこと



3. 福祉関係者懇談会からみえる本市の現状

(1) 実施概要

開催日時	令和7(2025)年9月1日(月) 19:00~21:10
場 所	ふれあいセンター(藤井寺市立福社会館)2階 講座室
参加者	45名(区長・民生委員児童委員・福祉委員・社会福祉法人・藤井寺市青少年リーダー協議会)
話し合いのテーマ	<p>テーマ1: 地域の困りごとや相談を受けた内容などから、対応が難しかった(難しい)こと・事例</p> <p>テーマ2: 上記テーマ1の事例に対して、“誰が”“何に”取り組んでいくべきか、 ①当事者・家族、②隣近所の人、③福祉関係者・地域、④行政の4つの立場から検討</p>

(2) 実施結果(意見のまとめ)

【テーマ1】地域の困りごとで対応が難しかったこと(難しいこと)	
◆ 地域のつながりの希薄化	自治会の加入の減少や地域活動の担い手の不足など、特に若い世代では“地域”での活動・支え合いなどの必要を感じる人が減ってきている状況がみられました。
◆ 地域での見守り活動・支援の介入などの困難さ	個人情報への壁もあり、子どもや子育て家庭、高齢者の見守りが難しくなっています。また、支援者を含めた周囲の人が困難事例と感じていることに対して、当事者や家族が困りごとと感じていない場合の介入の難しさについての意見がみられました。
【テーマ2】“誰が”“何に”取り組んでいくべきか	
当事者や家族	周囲や地域活動にもっと関心を持つことが必要であり、困った時にはまず相談し、支援や介入が必要な場合は、支援を受け入れることが必要との意見がみられました。
隣近所	地域に関心を持ち、気になった人には声かけを行うとともに、必要に応じて地域の代表者や民生委員などにつなげることが必要との意見がみられました。
福祉関係者・地域	地域のことについてアンテナを張って情報収集をするとともに、支援機関に関する情報発信や当事者と専門機関や行政などをつなぐことが必要との意見がみられました。
行政	市民へのわかりやすい情報発信や相談窓口の充実、福祉関係者の円滑な活動の実施に向けて関係者間で情報交換ができる場の設置とともに、市民(特に若者など)が意見表明できる場の設置が必要との意見がみられました。

4. 第4期計画の取組の評価と今後に向けた課題

市民・福祉関係者アンケート調査結果や福祉関係者懇談会の結果、実施施策・事業の評価・検証などを通じて、第4期計画における基本施策ごとの取組の成果と今後に向けた課題の洗い出し、今後重点的に取り組むべき方向性について、以下のように取りまとめました。

(1) 福祉意識の啓発

調査結果等より

- 市民アンケート調査結果では、地域の福祉課題に対して、住民相互の自主的な支え合い、助け合いが必要だと思う人の割合は9割以上を占めています。また、以前（約5年前）と比べると、必要だと思うようになった人が約3割おられます。
- 地域において問題だと感じる人がいる人は8割以上を占めている一方で、地域の福祉課題を話し合う場への参加をしたことがない人が9割を超えています。
- 近所の高齢者や障害者への声かけや安否確認ができていると感じている人は2割未満となっており、最も高い割合は「よくわからない」で3割を超えています。
- 福祉関係者懇談会では、相談や支援が必要な状況であっても、知られたくない・恥ずかしいなどの理由で、福祉の支援や介入を拒否する人がみられるといった意見がありました。

第4期計画での取組の成果・課題より

- 自治会活動の取組を紹介する「近助のチカラ」の市広報紙への掲載、市民活動マガジン「HITOTSUNAGI」の発行など、市民公益活動団体の活動紹介を行っています。
- 市職員や地域福祉活動関係者を対象とした研修会や懇談会を実施していますが、地域住民を巻き込んだ実施が難しい状況です。
- 講演会・研修会や啓発イベント等、コロナ禍以降の参加者数は年々増加しているものの、地域や福祉への関心の薄い若年層などの参加が少ない状況です。

地域の福祉課題の解決に向けて住民相互の支え合いや助け合いの必要性を感じている人が多いのに対し、実際に話し合いの場への参加をしている人は少なく、福祉意識の浸透は進んでいるものの行動や活動には至っていない人が多い状況です。

また、一部の人には、「福祉」に対して「特定の人への支援」という先入観や偏った考えが残っている状況もみられます。

地域で暮らす人が持つ価値観や考え方が多様化するなか、地域の人々がお互いを尊重して思いやり、支え合いや助け合いの基盤を強化するためには、福祉を「他人事」ではなく「我が事」として捉えられるよう、福祉教育やさまざまな講座などを通じた福祉への関心と理解の促進とともに、福祉への関心の高さを実際の活動に結びつける取組についての検討が必要です。

(2) 地域福祉を担う人材の確保・育成

調査結果等より

- 要介護（要支援）認定者や障害者手帳所持者は増加傾向にあり、今後も地域において支援等を必要とする人の増加が見込まれます。
- 市民アンケート調査結果では、市社協や民生委員児童委員の活動を知らない人が4割以上を占めており、活動内容を知っている人は1割程度となっています。
- 福祉に関する研修会に参加したことがない人は9割以上を占めているものの、オンライン開催や土日・夜間開催することで参加できる人は8割近くとなっています。
- 地域福祉の推進のために行政や市社協に求めることは「気軽に参加できる活動を増やすこと」が4割以上を占めて最も高くなっています。
- 福祉関係者アンケート調査結果では、福祉に関する研修会や講座、セミナーについて、前より参加するようになった人が4割を超えて高くなっているものの、その経験を生かす機会がないと感じている人が7割を占めています。
- 福祉関係者懇談会では、活動者の固定化や高齢化が進んでおり、活動の継続に向けては新たな担い手の確保や育成が課題となっているといった意見がありました。

第4期計画での取組の成果・課題より

- 地域福祉活動関係者を対象とした小地域スキルアップ研修会を開催し、幅広い分野からの参加がありますが、活動者の固定化や高齢化が進む一方で、新たな担い手が不足しています。
- 複雑化・複合化した課題を抱える家庭も多く、多種多様な相談者のニーズに対して応えきれない状況があります。
- 市民活動マガジン「HITOTSUNAGI」、ボランティア情報紙「プラム」を発行し、市内の市民公益活動団体やボランティア団体の活動紹介を行っています。
- ボランティア連絡会の定例会を定期的実施して交流を進めていますが、連絡会加入団体数は年々減少しています。また、加入していない団体との交流が難しい状況です。

各団体・機関の活動内容や活動のやりがい等を住民に理解してもらえよう、地域における多様な活動の情報提供を行い、今後も一層の啓発に取り組むとともに、地域について関心を持つ人の行動や活動につながるよう、気軽に参加できる方法での地域について考える機会・場づくりを行っていくことも必要です。

また、福祉関係者の関心のあるテーマやニーズの把握に努め、研修会や講座の内容について検討するとともに、その知識や経験を生かす場や機会を設けるなど、地域福祉に携わっている人々のスキルやモチベーションの向上に取り組んでいくことが必要です。

(3) 地域におけるつながりの強化

調査結果等より

- 近所づきあいが希薄化している状況の中で、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯など的高齢者のみの世帯は増加傾向にあり、社会的に孤立する人の増加が懸念されます。
- 要介護（要支援）認定者や障害のある人、ひとり親世帯は増加傾向にあります。
- 市民アンケート調査結果では、地域で手助けしてほしいこととして、日ごろの見守り支援を求める人は約3割と、見守りの重要性が高まっています。
- 近所づきあいの程度については、年代が若いほど「あいさつ程度」が高くなる傾向がみられ、近所づきあいをしていない理由では「仕事などで家をあけることが多く、知りあう機会がない」が最も高くなっています。
- 人とのつながりがないと感じる人が約4割を占め、社会的な孤立・孤独が問題となっています。
- 福祉関係者アンケート調査結果では、住民の福祉に関する課題として、「地域コミュニティが希薄化している」が半数以上を占めて高くなっています。
- 福祉関係者及び関係機関との連携をしている人が6割近くを占めているものの、連携できていない人が約4割を占めています。
- 福祉関係者懇談会では、福祉関係者の円滑な活動の実施に向けて関係者間で情報交換ができる場や機会を行政に設けてほしいといった意見がありました。

第4期計画での取組の成果・課題より

- 地域の福祉委員会活動を中心として、一人暮らし高齢者や高齢者世帯への声かけ訪問・会食会などのグループ援助活動により気になる高齢者の把握を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携した支援を行っています。一方で、見守りや支援の介入に拒否反応を示す人もおり、支援が行き届かない場合があります。また、見守りする側の高齢化など、支援者不足が深刻な課題となっています。
- 令和5(2023)年1月より、道明寺南小学校をコミュニティ・スクールのモデル校として、学校運営協議会を設置しています。あいさつだけでなく言葉がけを行う「声かけ運動」をはじめ、地域に開かれた学校づくりの取組を進めています。

地域の中で顔の見える関係を築き、支え合い・助け合うまちをつくるためには、地域での行事や交流の場を充実させるなど、つながりを強化していくことが必要です。

また、複雑化・複合化した課題を抱える人の増加に伴い、多様化するニーズに対応していくためには、関係機関同士の連携も重要となります。分野等に捉われない幅広い連携のネットワーク構築に向けた取組を推進していく必要があります。

(4) 相談・情報提供体制の充実

調査結果等より

- 市民アンケート調査結果では、地域活動や福祉サービスの情報について、得ることができていない人が7割以上を占めています。福祉サービスに関する情報の入手方法では、現状・希望ともに市広報による提供を望む人が多いものの、希望としてインターネットやSNSでの情報提供を望む人が多く、特に若年層でその傾向が強くなっています。
- 困った時の家族以外の相談先では「友人、知人」が7割近くを占め、地域の身近な相談員である民生委員児童委員をはじめとした各種専門相談機関に相談する人は少ない結果となっています。また、「どこに相談したらよいかわからない」が約1割を占めています。
- 福祉に関する相談で困ったことがある人が1割近くを占め、その内容では、「相談したい内容が色々な分野にまたがって1つの相談窓口では解決できなかったから」が半数近くを占めています。
- 市社協に期待することでは、「福祉に関する総合相談サービスの充実」が約4割を占めて最も高くなっており、1つの相談窓口での相談対応を望む人が多いことがうかがえます。
- 福祉関係者アンケート調査結果では、地域の人への福祉情報の提供をしたことがない人が4割近くを占めています。

第4期計画での取組の成果・課題より

- 相談窓口等の情報提供については、広報紙・社協だよりだけでなく、市公式LINEやSNS（Facebook、Instagram）を活用した周知活動を行っています。
- 市社協に2名のCSWを配置してさまざまな相談を受けており、相談件数は年々増加しています。内容に応じて各担当課や他機関と連携しながら対応を進めていますが、対象者との関わりが長期化するケースが増えてきています。

さまざまな媒体を活用して情報発信を進めていますが、依然として地域活動の状況などを知らない人も多いことから、支援を必要とする人に必要な情報が十分に行きわたるよう、わかりやすく情報提供するとともに、興味・関心を持ってもらえるよう、発信内容についての検討が必要です。

また、暮らしの中で困りごとや不安を感じたときに、すぐに気軽に相談できる窓口が求められている一方で、受け取る側のマンパワー不足や対応力などが課題となっていることから、担い手の確保や育成とともに、関係機関との連携やネットワークを強化していく必要があります。

(5) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

調査結果等より

- 虐待相談件数は近年減少傾向にあるものの依然として発生しており、相談されていないケースも多くあると考えられます。
- 市民アンケート調査結果では、自分や家族の健康や老後（介護）のことに不安を感じている人が最も多くなっています。
- 地域で日ごろ問題だと思っていることでは「ひとり暮らし高齢者や病気・認知症など的高齢者を抱えている世帯の問題」が2割を超えています。
- 市社協に期待することでは、「高齢者や障害のある人などが、地域で生活するための自立支援」が3割を超えています。
- 福祉関係者アンケート調査結果では、孤立死の防止策として、日ごろから「家族が連絡を密にする」「近所の人たちが声かけ、見守りをする」「どこの家庭がひとり暮らしかを近隣の人たちが把握しておく」「町内会や自治会、団地単位などで地域住民が高齢者の見守り活動をする（ごみ出しや安否確認など）」などの回答が高くなっています。
- 住民の福祉に関する課題として、「地域で子どもが安全に遊べる場所が少ない」が半数近くを占めています。

第4期計画での取組の成果・課題より

- 消費者被害に関する情報提供、成年後見制度についての講座開催など、権利擁護を目的とするサービス、制度の周知に努めています。
- 市社協を中心とした小地域ネットワーク活動により、高齢者のみ世帯の見守り活動などに取り組んでいますが、活動協力者の高齢化やなり手不足が課題となっています。
- 障害者差別解消法の普及に向けて、市広報紙において障害者週間等の広報を行うとともに、障害の理解促進のためのワークショップを開催しました。
- 再犯防止に向けては、地域における更生保護諸活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」の運営等を支援しています。また、市広報紙に「社会を明るくする運動」について掲載し、市民への啓発を行っています。

高齢になった時や障害をもった時に自立した生活を営めるか不安を感じている人が多いことから、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、今後も各種支援サービスや事業を充実させるとともに、虐待や差別防止対策の充実、成年後見制度の普及や利用促進を推進していく必要があります。

また、再犯防止に向けては、立ち直ろうとする人たちを支える支援の輪が必要です。地域生活を支える保護司などの協力を得ながら、誰一人として孤立することのない、安心・安全なまちづくりの推進が求められています。

(6) 災害に強いまちづくり

調査結果等より

- 市民アンケート調査結果では、地震や火事などの災害のことについて不安を感じている人が4割以上を占めています。また、自身や家族が不自由になったときに地域で手助けしてほしいことでは「病気や災害など緊急時の手助け」が半数以上を占めて最も高くなっています。
- 福祉関係者アンケート調査結果では、住民の福祉に関する課題として、「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」が半数近くを占めています。
- 福祉関係者懇談会では、支援が必要なことやその家族がいることを、ふだんから近所や地域内で共有しておくことが必要であるといった意見がありました。

第4期計画での取組の成果・課題より

- 要支援者とされる方々の情報を地域に提供する「藤井寺市避難行動要支援者支援制度」に基づき、名簿の作成及び更新を行い、災害等が発生した際に地域の人が助け合える環境を整備しています。
- 羽曳野市・柏原市との3市合同で、災害ボランティア養成講座や災害ボランティアセンターの運営訓練を実施しています。
- 防災イベントの開催や地区主催の防災訓練のほか、新たに自主防災組織を結成する地区の支援を実施しています。また、LINEを活用した避難訓練機能を導入し、日程等の理由で防災訓練に参加できない方への普及啓発体制を強化しました。

災害時に迅速な支援が行えるよう、平常時から警察や消防、自治会、民生委員児童委員などで災害時要援護者の情報を共有し、共助に向けた顔の見える関係づくりを進めていくことが必要です。

災害時の不安を感じている人が多い反面、防災訓練などに参加する人は固定化してきている現状があることから、地域で暮らす子どもから高齢者、障害のある人、外国人など、さまざまな人に地域の防災訓練等への参加を促す取組が必要です。

また、災害の状況や避難情報について、さまざまな状況にある人に対して漏れなく的確かつ正確に伝えられるよう、災害時の情報伝達のあり方についても検討していく必要があります。

(7) ユニバーサルデザインに基づくまちづくり

調査結果等より

- 市民アンケート調査結果では、福祉に関する相談窓口で困ったことの内容として、「市役所の案内がわかりにくかったから」が3割以上を占めています。
- 日ごろ問題だと思っていることでは、「誰もが安心して利用できる交通機関が少ない」が2割以上、「市役所や保健センター、社会福祉協議会等へ行きにくいこと」が1割以上となっており、公共交通機関に課題を感じている人が一定数みられます。
- 福祉関係者懇談会では、外国人の居住者も増えてきており、ゴミ出しの地域のルールなどが理解されていない人も多いことから、イラストで説明したパンフレットを作成するなど、誰もがわかりやすい周知方法について検討してほしいといった意見がありました。

第4期計画での取組の成果・課題より

- 歩道や道路の整備については、定期的に危険個所の抽出を行い、順次整備を進めています。
- 道路パトロール等に基づき、視覚障害者誘導用点字ブロックの新設や補修を実施しています。
- 「藤井寺市自転車等の放置防止に関する条例」により、駅周辺での啓発や放置自転車の撤去、自転車等利用者への指導を実施しています。

地域には子どもから高齢者、障害のある人、外国人など、さまざまな特性や文化をもった人が居住しています。物理的なバリアだけでなく、不当な差別や合理的配慮といった心理的なバリアも含め、社会全体で理解を深め、取り除いていく必要があります。

共生社会の実現に向けては、お互いの特性や文化、違いへの理解を一層深めていくための研修の開催や交流促進などの継続的な取組が必要です。

また、誰もが安全に外出できるよう、今後も歩道や道路の計画的な整備について効率的に対応し、円滑な移動・安全性の確保に努めていく必要があります。

第3章 計画の基本理念

1. 基本理念

人口減少や少子高齢化が進む中、地域で自分らしくいきいきと暮らしていくためには、地域住民の助け合い、支え合いが今後より一層重要となります。

本計画では、上位計画である「第六次藤井寺市総合計画」や「藤井寺市協働のまちづくり基本指針」、また、地域福祉計画と車の両輪の関係である市社協策定の「藤井寺市地域福祉活動計画」、さらに大阪府下の市町村地域福祉計画を支援する「第5期大阪府地域福祉支援計画」の基本理念等を踏まえ、市民が支え合い、助け合いながら、安心して暮らせるよう、基本理念を「支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり」とします。

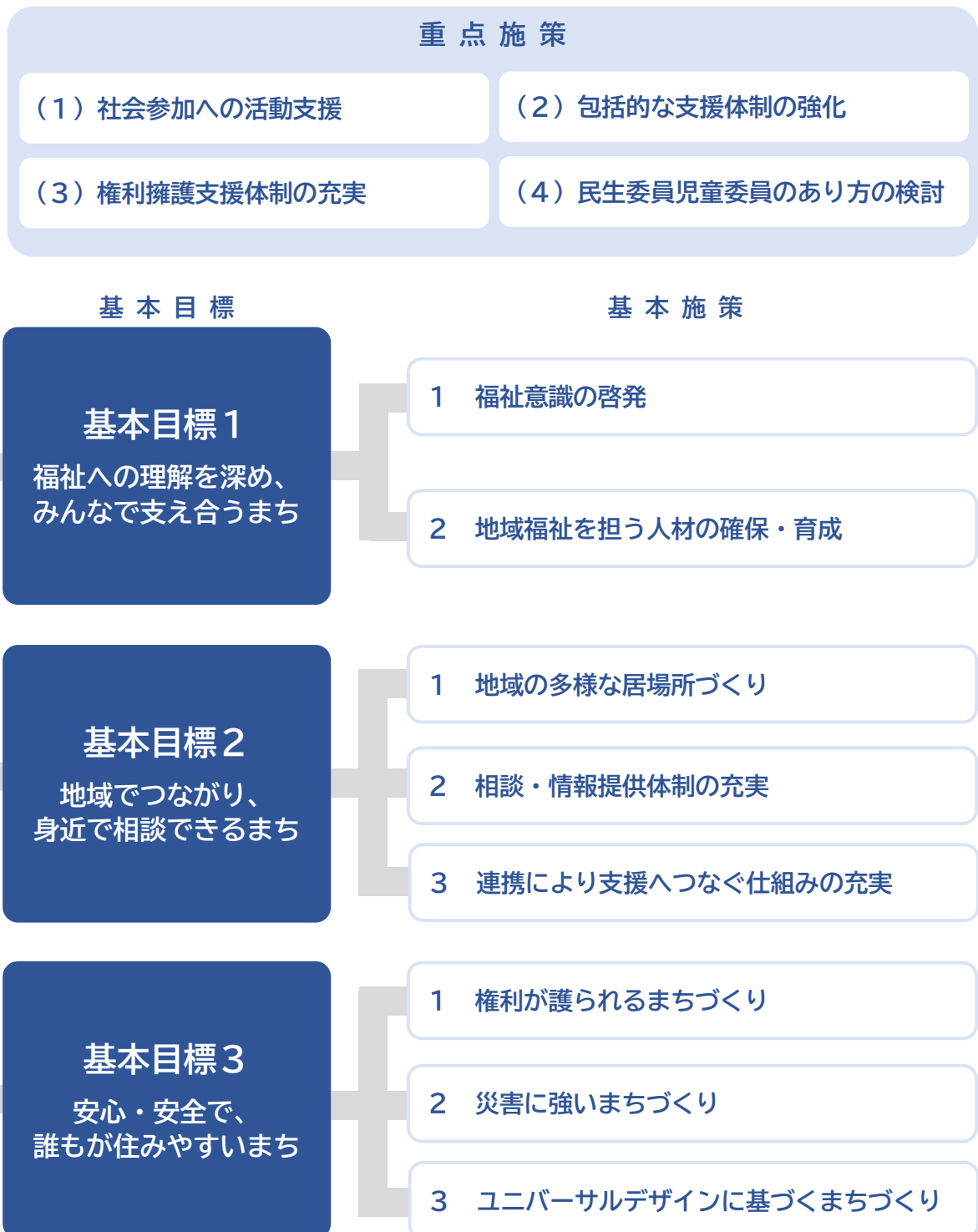
この基本理念に基づき、地域で福祉を支える力（地域福祉力）を高め、すべての人が地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり

2. 施策の体系

本計画の基本理念である「支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり」に取り組むため、施策の体系を次のように設定し、重点施策とともに展開していきます。

支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり



3. 基本目標

基本理念である「支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり」の実現をめざし、本計画の具体的な方向性を示すものとして以下の3つを基本目標とします。

基本目標1 福祉への理解を深め、みんなで支え合うまち

地域福祉を進めていくためには、地域で暮らす誰もが、自分の暮らす地域について関心を持ち、それぞれのできる範囲で地域づくりに参加し、みんなで地域共生社会を創っていくことが必要です。

そのため、地域福祉に関する研修や地域の生活課題や福祉課題の共有などを通じて、地域福祉の意識を啓発するとともに、一人ひとりの地域への参画の重要性について一層の理解促進に努めます。

基本目標2 地域でつながり、身近で相談できるまち

一人ひとりが地域の課題を「我が事」として受け止め、地域のつながりや絆を大事にしながら、地域ぐるみで課題を解決していくことが必要です。

悩みを誰にも相談できず孤立する人をなくし、支援を必要とする人を取り残さないよう、相談支援体制の充実やコミュニティづくりに取り組むとともに、それぞれの担い手が存分に力を発揮できる仕組みづくりに努めます。

基本目標3 安心・安全で、誰もが住みやすいまち

地域の防犯・防災や災害時要支援者の把握や支援等は、市民にとっても高い関心事になっています。地域に暮らすすべての人が安心・安全に暮らしていけるよう、防犯・防災の取組に努めます。

また、市民の安全な暮らしを支えるためには、対象者や分野に関わりなく、すべての人の権利が尊重され、守られることが基本となります。一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らせるよう、権利擁護について地域と行政とが連携して支援します。

4. 重点施策

本計画では、以下の4つを重点施策として定め、地域福祉を一層推進していきます。

(1) 社会参加への活動支援

- 将来的に行政との協働による事業を検討できるような基盤の整備
- ボランティア登録者のデータベース化支援、ボランティア団体同士の交流の促進
- 市民活動等に関する情報発信
- 社会参加のきっかけとなるような取組への支援 など

市民公益活動の活性化を図る市民活動マガジン「HITOTSUNAGI」、ボランティア情報紙「プラム」などの発行により、市民への周知啓発を行うとともに、市民活動を実践している方や、興味、関心のある方を対象にしたセミナーや交流会を実施し、市民団体の活動を促進しています。登録個人ボランティアの人数やボランティアのマッチング件数は年々増加傾向となっておりますが、未だどのような活動をしている団体が市内にあるのかを知っている市民は少ないのが現状です。

近年の高齢化の進行に伴い、支援を必要とする人の増加、地域活動の担い手の高齢化・担い手不足が喫緊の課題となっております。多様化するニーズに対応し、地域福祉を推進していくためには、行政だけでなく、市民一人ひとりや地域における活動者の協力やつながりが不可欠です。

アンケート調査結果では、地域が抱える課題に関心がある人が多い反面、活動や行動につながっていない状況がみられます。地域での支え合いの関係づくりの構築・深化に向け、それぞれができる範囲で活動に関わることができるよう、さまざまな活動等に関する情報を提供するとともに、誰もが参加しやすい環境づくりに努めることが必要です。

また、地域の人に協力できることでは「買い物や近くまでの外出などのつきそい・手伝い」や「簡単な家の修理や掃除、庭の草刈りなどの手伝い」の回答が前回調査に比べて高い割合となっており、地域の人々の協力を望む人も多くなっています。これらのマッチングができれば、地域での支え合い活動につながります。

市及び市社協の広報紙やホームページ、SNS等を活用し、ボランティアセンターの役割や活動内容の周知・啓発を行うとともに、地域でのお手伝いができる人と地域でのお手伝いを必要とする人のマッチングにつながるよう、それぞれのニーズの収集支援を行います。

(2) 包括的な支援体制の強化

- 福祉の総合相談体制の構築
- 庁内関係課、関係機関との連携強化
- 相談員の資質の向上
- 重層的支援体制の確立 など

近年、高齢者のみの世帯の増加や、子どもの育児と親の介護が重なるダブルケア、ひきこもりの高齢化等による 8050 問題（9060 問題）、家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っているヤングケアラー、社会的孤立など、さまざまな状況が絡み合った課題が顕在化するようになりました。一方で、制度や施策の縦割りが地域の生活課題に対して横断的に取り組みづらい状況を作っているケースもみられます。

このような状況を踏まえ、国では令和 3（2021）年 4 月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法において、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を柱に一体的に実施することとされました。

多様化・複雑化した課題を抱えた家庭等の問題を、それぞれの状況に即して具体的に対応していく必要がありますが、分野別の行政サービスのみでの対応は困難な状況であり、地域住民をはじめとする多様な主体との連携や横断的な取組が不可欠です。また、関係部署や団体等の個々の取組がつながることで、課題が解決できたり、より良い取組が生まれたりする等の効果も期待できます。身近な地域で関係団体等が連携・協働し、多機関協働による地域の課題を解決するための重層的支援体制を構築します。

そのためには、地域住民が抱える課題を迅速かつ適切に解決し、さまざまな相談に柔軟に対応できることが求められます。市民アンケート調査では、福祉に関する相談で困ったことの原因として「相談したい内容がいろいろな分野にまたがり 1 つの相談窓口では解決できなかった」の回答がみられました。自分だけでなく周囲に困ったことがあった場合にも、相談しやすく、多様な課題の解決につなぐことができるよう、既存の相談支援の取組も生かしながら、福祉の総合相談体制の構築を進めます。加えて、身近な相談先から専門相談機関までの連携を強化するとともに、研修等により相談員の資質を向上することで、市民の相談に対し包括的に支援する体制を整備します。

一方で、困っていても誰かに助けを求めたり、関係機関等に相談に行ったりすることができない人もいます。そうした人たちの現状を把握し、関係機関との情報共有を図りながら、適切な支援に結びつける取組を強化します。

(3) 権利擁護支援体制の充実

- 対象者個々の状況に応じた支援の実施
- 障害のある人に対する合理的配慮の提供
- 認知症基本法・障害者差別解消法・こども基本法等に関する普及・啓発
- 人権教育の実施 など

国では、認知症や障害などの理由で判断能力が不十分なため契約などの法律行為を行えない人を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行う成年後見制度の適切な利用を促進することを目的として、平成 28(2016)年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行されました。翌年には「第一期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、令和 4(2022)年 3 月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されています。この計画では、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実を図り、単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制がめざされています。

また、平成 28(2016)年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を施行しています。法律では、障害がある人への不当な差別的取扱いを禁止し、「合理的配慮」および「環境の整備」を行うことにより、障害のある人もない人も共に生きる社会（共生社会）をめざしています。また、令和 6(2024)年 4 月に改正法が施行され、事業者に対して「合理的配慮」の提供が義務化されました。

その他、高齢福祉分野では認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」が令和 6(2024)年 1 月に施行、児童福祉分野では、子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす包括的な基本法である「こども基本法」が令和 5(2023)年 4 月に施行されるなど、国をあげて人権や権利擁護に関する法整備が進んでいます。

地域に居住するさまざまな立場や状況の人たちと共生する社会をめざすにあたって、相互理解の促進と、差別の禁止は欠かせません。誰もが安心して暮らせる社会をめざして、今後もさまざまな状況の理解促進に努めるとともに、社会の中にあるバリアを取り除いていけるよう取組を推進します。

また、権利擁護支援を必要としている人も含め、地域に暮らすすべての人が尊厳ある、本人らしい生活を継続し、地域社会に参加することができるよう、庁内関係部署間での連携を進めつつ、地域や福祉、行政など多様な分野・主体が連携する仕組みづくりに努めます。

(4) 民生委員児童委員のあり方の検討

- 民生委員児童委員の負担感の軽減、活動内容・やりがいの周知
- 民生委員児童委員の欠員に向けた対策の検討 など

民生委員児童委員については、現在、地区自治会からの推薦により選任を行っていますが、地区によっては長らく民生委員児童委員が欠員している地区や短い期間で退任される民生委員児童委員も多くなっており、今後、高齢化の進行が見込まれる中、担い手の確保が困難な状況となっています。また、従前より「地域での課題が多様化・複雑化していて対応が難しいケースがある」「各関係機関との情報共有によりスムーズに支援につながる可能性があるが、個人情報の壁があり難しい」などの声が多くあがっています。

アンケート調査結果では、民生委員児童委員の活動について知らない人が4割以上を占めており、年代別で見ると福祉にあまり関わることのない若い年代で高くなっています。新たな担い手の確保に向け、民生委員児童委員の認知度の向上は重要な課題であると考えられます。

そのため、民生委員児童委員の認知度の向上に向け、活動内容の周知や活動の展示、さまざまな媒体でのPRに努めるとともに、民生委員児童委員の活動や、やりがいを紹介することで、福祉人材の育成を推進します。あわせて、多様化する課題への対応に関する負担の軽減に向けて、民生委員児童委員への研修等を通じた福祉施策や相談窓口の情報提供、民生委員児童委員同士の交流を促し相談対応に対する課題や解決策の共有を行うなど、相談対応力の向上を図ります。

また、民生委員児童委員の欠員に向けた対策として、地区自治会からの推薦以外にも、適任者を把握・選任する手法として、他の市町村で取り組まれている好事例を参考としながら、民生委員推薦準備会などの新たな選任を行う仕組みづくりについて検討を進めます。

第4章 施策の展開

基本目標1 福祉への理解を深め、みんなで支え合うまち

基本施策1 福祉意識の啓発

地域福祉に関する研修や講習会を開催するとともに、地域におけるさまざまな交流機会を活用した生活課題や福祉課題の共有、地域で福祉に関する活動をしている人や団体などの紹介といった、地域福祉の重要性を理解する機会の充実を図ります。

また、さまざまな立場や状況への理解を深め、人権を尊重する意識を育むことで、障害者差別や部落差別といったさまざまな差別による人権侵害の解消を図り、虐待や暴力などの防止、福祉サービスの適切な提供など、誰もが過ごしやすい社会づくりに努めます。

めざす姿

地域に住む一人ひとりがさまざまな地域課題に関心を持ち、その解決に向けて、自分にできること・地域でできることを考えて、できる範囲で地域福祉活動に参加しています

市民に期待すること（自助）

- 自分の住む地域に関心を持ちましょう
- 地域の集まりなどに積極的に参加し、情報を共有しましょう
- 福祉に関する研修や懇談会などに積極的に参加し、知り得た知識を周りに伝えましょう
- 市の広報紙やホームページ、SNSを通して、必要な情報を積極的に収集しましょう
- 高齢者や障害のある人など、さまざまな状況を理解するよう心がけましょう
- 市社協をはじめ、地域で活動している人や団体に興味を持って情報収集し、共感できる活動があれば協力や支援を行いましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 地域の生活課題や福祉課題などについて、地域のみんなで話し合う機会を持ちましょう
- 高齢者や障害のある人、地域に住む外国人など、さまざまな人が参加しやすい地域の集まりや活動となるよう配慮しましょう
- 地域で活動している人や団体などは、自らの活動を積極的に広報・PRをしましょう
- 地域で活動している人や団体などは、市民の参加を呼びかけ、一緒に活動できる取組などを実施しましょう

行政の取組（公助）

施策名	施策内容
地域福祉に関する講座・懇談会の開催	<p>○地域のさまざまな生活課題を住民相互の共通理解とするとともに、地域の実情に即した自主的な取組となるよう、講座や懇談会を開催します。</p> <p>○住民主体の地域福祉の推進に向け、一人ひとりがさまざまな生活課題に気づき、考え、行動できるよう、外部講師の招聘や他自治体事例を踏まえた研修を行うなど、充実した福祉教育を推進します。</p>
地域における福祉活動の紹介	<p>○地域福祉活動の推進に向けて、ボランティア活動の意識を高め、その楽しさややりがいを知ってもらうため、地区自治会やボランティアグループなどが行っている地域福祉活動事例を収集し、市民に紹介していきます。紹介にあたっては、広報紙だけでなく、情報誌、ホームページやSNSなど、さまざまな媒体の活用にも努めます。</p>
人権教育・啓発の推進	<p>○子どもたちが、将来にわたってさまざまな人権課題を我が事としてとらえ、行動していけるよう、学校園における人権教育を推進します。また、人権教育を行う職員の研修にも努めます。</p> <p>○ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンなど、人権にかかわる基本的な考え方の普及・啓発を図ります。</p> <p>○さまざまな人権課題の解消に向けて、効果的な人権教育・啓発のあり方について研究、検討を行い、教育・啓発活動を推進します。</p>
多様な開催手法の推進	<p>○年代により希望する参加方法等が異なることから、研修や講座の開催にあたっては、対象となる参加者の属性に応じて、参加しやすい方法や開催日時の検討を行います。</p>

基本施策2 地域福祉を担う人材の確保・育成

支援を必要とする人を適切に支援につなぐためには、民生委員児童委員や福祉委員、施設の相談員等をはじめとした地域福祉を担う人材が非常に重要であり、今後も高齢化の進行に伴いひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中、その役割もますます重要となっていきます。

その一方で地域福祉の担い手は不足してきており、担い手不足の解消に向けて、地域における多様な活動の情報提供や地域について考える機会や場を提供するなど、新たな人材の確保に努めます。

また、研修会や講座内容の充実に向けて、福祉関係者のニーズを把握しながら地域で抱える課題に合わせて改善していくなど、地域福祉の活動に携わっている人々のスキルやモチベーションの向上に取り組みます。

めざす姿

地域福祉活動をしている人が増え、
地域において人や団体同士が情報交換や連携しながら、いろいろな取組が進められています

市民に期待すること（自助）

- 一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちでつくる」ことを意識しましょう
- 自分の持っている知識や経験を地域活動に活用しましょう
- ボランティアに関する情報を積極的に収集し、知り得た知識を周りに伝えましょう
- 無理のない範囲で、ボランティア活動などに参加・協力しましょう
- ボランティア団体を立ち上げましょう
- 民生委員児童委員や福祉委員など地域福祉を担う人の活動を知り、周囲に支援が必要な人がいたら伝えましょう
- 民生委員児童委員や福祉委員を依頼された際は、できるだけ引き受けましょう
- 民生委員児童委員や福祉委員、PTAなどの活動に協力しましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 地域や団体で行う活動においてボランティア募集を行うなど、市民の積極的な受け入れを行いましょう
- さまざまな知識や経験を持っている地域の人々を、地域福祉の担い手として積極的に引き入れていきましょう
- 地域で活動している団体などは、より活発に活動を行いましょう
- 地域で活動している団体などは、相互に交流する場や機会に積極的に参加しましょう
- 地域で活動している中での成功事例や困難事例について、団体同士で情報共有しましょう
- 活動の後継者など、新たな人材の確保や育成に努めましょう

行政の取組（公助）

施策名	施策内容
市社協ボランティアセンターの機能強化	<p>○市民の多様なボランティア活動を促進するため、関係課と連携し、ボランティアセンターにおけるボランティアに関する情報の集約機能を強化します。</p> <p>○ボランティア連絡会主催のイベントを行うなど、ボランティア団体同士の交流や情報交換の場・機会の充実を図ります。</p>
相談員等の能力の向上	<p>○民生委員児童委員をはじめとした地域での相談先となる人材や、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、市役所の各種相談窓口などの相談員が、複雑化する相談者のニーズに一層応えることができるよう、相談員同士の交流による知識の共有や研修への参加促進により能力の向上に努めます。</p> <p>○福祉関係者の関心のあるテーマやニーズの把握に努め、スキルやモチベーションの向上につながる研修会や講座の内容の充実にも努めます。</p>
民生委員児童委員のあり方の検討	<p>○民生委員児童委員の円滑な活動に向けたニーズを把握し、負担感の軽減や新規就任者の確保につなげるなど、活動しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>○活動内容ややりがいの周知を行い、市民の民生委員児童委員への理解を深めます。</p>
事業所職員やサービス提供者の研修参加についての働きかけ	<p>○サービス利用者が適切なサービスを受けられることができるよう、事業所職員やサービス提供者に対して、利用者の人権尊重と職員のスキルアップ、サービスの向上のための研修への参加を働きかけます。</p> <p>○関係者会議等を開催し、事業者間の連携強化・情報共有の促進に努めます。</p>
市民公益活動団体の活動の支援	<p>○さまざまな地域課題を解決するために市民が主体的に取り組む市民活動について、情報誌を発行して情報発信を行います。</p> <p>○活動に関する講座や交流会を開催するなど、市民団体の活動の促進を支援します。</p>

基本目標2 地域でつながり、身近で相談できるまち

基本施策1 地域の多様な居場所づくり

子どもから高齢者、子育て中の人、生活に困窮する人、障害のある人、認知症の人など、あらゆる特性や世代における課題を解決する手法の一つとして、まずは人と人がつながる「居場所」の必要性が高まっています。また近年では、インターネットの普及などにより、多様な人々が集い、交流と活気が生まれる「居場所」についても、さまざまな形態が生まれています。

地域で暮らすさまざまな人の孤立・孤独を防ぎ、支援を必要とする人の声を取りこぼすことのないよう、地域でのさまざまな交流や居場所づくりを進めます。

めざす姿

子どもから高齢者、障害のある人、外国人など、
地域に暮らす誰もがつながりたい時につながることができ、地域で孤立している人はいません

市民に期待すること（自助）

- 地域で積極的にあいさつや声かけをしましょう
- 地域の行事や活動などに積極的に参加しましょう
- 地域の行事や活動などに参加する際は、友人や近所の人と誘い合って参加しましょう
- 日ごろから気にかけて合う“つながり”を持ちましょう
- 自分の住む地域に自分の居心地の良い「居場所」を発見しましょう
- 地域で孤立している人をみかけたら、居場所に誘いましょう
- 地域で人が交流できる場や機会を主催して、人を集めてみましょう
- コミュニティに入っている人は、新しく入ってきた人を、温かく迎え入れましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 地域であいさつ運動や見守りなどの活動を行いましょう
- 声かけや見守りを通じて、地域での孤立を防ぎましょう
- サロンや集いの場など、地域の人が集まっている場所を広報・PRしましょう
- 地域の人が集まりやすい環境づくりを行いましょう
- 地区自治会の必要性を発信し、加入者を増やしましょう
- 地区自治会をはじめとしたさまざまな活動で、新たな参加者を温かく迎え入れましょう
- さまざまな世代の人が集まれる行事やイベントなどを開催し、広報・PRしましょう
- サロンや子ども食堂などの日常活動、地域の関係を育む祭りやイベントに積極的に参加・協力しましょう

行政の取組（公助）

施策名	施策内容
地域でのあいさつ運動の促進	○子どもの連れ去り防止など、地域において顔の見える関係づくりを進め、相互の信頼関係や相互扶助意識を高められるよう、世代を超えたあいさつ運動に地域ぐるみで取り組みます。
多様な人々の交流の促進	○若い世代の利用者・参加者の増加に向けて、指定管理者による自主事業や定期的なイベントの開催を支援します。
居場所づくりの推進	○高齢者同士が気軽につながりを持つことができるよう、認知症の人とその家族が気軽に集うことができる認知症カフェを開催します。 ○偏見や孤立感を感じることなく、地域とつながりつづけることができるよう、住民同士が意見を出し合えるサロンを開催し、チラシ、SNS等を活用して周知を行います。

基本施策2 相談・情報提供体制の充実

子どもの育児と親の介護が重なるダブルケア、ひきこもりの高齢化等による 8050 問題（9060 問題）、家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っているヤングケアラー、社会的孤立など、従来の単一制度では解決が困難な複雑化・複合化した課題に対しても、誰一人残さず支援していけるよう、身近な相談先から専門相談機関までの連携を強化します。

また、さまざまな相談窓口を設置していても市民が知っていなければ相談にはつながらないことから、地域の福祉に関する情報が市民により届きやすくなるよう、SNSなどの多様な手段の活用や興味をひく表現を心がけるなど、情報提供体制の充実に努めます。

めざす姿

一人ひとりが困ったときの相談先を知っており、地域の困りごとが相談できています

市民に期待すること（自助）

- 日ごろから地域や福祉に関する情報に関心を持ち、正しい情報を入手しましょう
- 知り得た正しい情報を、周囲の人に伝えて共有しましょう
- 悩みごとや困りごとは一人で抱え込まず、誰かに相談することを心がけましょう
- 地域で困っている人を見かけたら、誰かに相談することを勧めましょう
- 民生委員児童委員や市の相談窓口など、さまざまな相談先があることを知りましょう
- 相談を受けたら、話を聴き、必要があれば専門的な相談先を紹介しましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 民生委員児童委員など地域の身近な相談窓口に関する情報を発信しましょう
- 地域の集まりや回覧板などで、さまざまな情報を共有しましょう
- 支援が必要な人や悩んでいる人を見つけたら、適切な情報を伝えましょう
- 生活に役に立つ情報（インフォーマルサービスを含む情報）を把握し、発信しましょう
- 地域で活動している団体などは、専門的な経験やノウハウなどを生かした情報提供を積極的に行いましょう

行政の取組（公助）

施策名	施策内容
包括的な相談体制の構築	<p>○市民がどこに相談したらよいかわからないから相談できないといった事態を防ぐため、子育て・障害・介護の枠組みにとられない包括的な相談体制を構築します。</p> <p>○行政のあらゆる窓口において、本人や世帯の属性を問わず課題を受け止めることができるよう、職員の課題意識の向上を図る職員研修を行うなど、相談受付環境を整えます。</p> <p>○複合的な課題を抱えているために必要な支援が届いていない世帯や自ら相談することが難しい人などの情報を早期に把握するため、関係各課との情報共有体制の強化に取り組むとともに、市社協をはじめとした民間事業者などとの連携・協働により、相談者の状況を包括的に捉え、必要な支援へとつなげていく体制を構築し、重層的支援体制の確立に向けて取り組みます。</p>
各種相談窓口の周知	<p>○地域の身近な相談員である民生委員児童委員やC SW、専門機関などについて、市広報紙やホームページ、公式LINE、SNS等の多様な媒体を活用し、それぞれの媒体の特性を生かしながら周知を行います。</p>
訪問相談活動の推進	<p>○妊産婦や乳幼児などのいる家庭を対象に訪問活動を行い、出産や育児などのさまざまな不安や悩みに対応して負担の軽減を図るとともに、子育てに関する情報の提供や必要なサービス利用について助言を行います。</p> <p>○不安や悩みの内容に応じて必要な支援や事業につなぐことができるよう、研修等に参加するなど、相談員の対応力の向上を図ります。</p>
相談支援体制の連携強化	<p>○複雑化・複合化する課題に対応するため、地域の身近な相談先である民生委員児童委員や市の各担当、専門相談機関の連携強化を図るとともに、相談支援体制のあり方について検討を進めます。</p>
多様な情報提供方法の活用	<p>○広報紙やホームページ、SNS、オンライン窓口等、情報の種類や年代等によって提供方法を工夫し、より効果的に情報を発信していきます。</p>

基本施策3 連携により支援へつなぐ仕組みの充実

子どもから高齢者、障害のある人、外国人など、地域に暮らすすべての人がいきいきと自分らしく暮らせる地域社会の実現に向けて、多様な福祉ニーズに対応していくため、行政のみならず、地域住民や団体、福祉関係者、専門職、学校などの連携強化が必要です。

また、困りごとを抱える当事者だけでなく、周囲の人から相談を受けた際においても、その相談内容に応じた必要な支援や機関に適切に結びつけていくことが必要です。市民の相談に対し包括的に支援ができるような体制を構築していくとともに、民生委員児童委員や福祉委員、福祉施設職員など、地域で活動をしている団体や機関を通じて支援が必要な人の把握と早期対応に取り組みます。

めざす姿

地域で困りごとを抱える人がスムーズに支援につながっています

市民に期待すること（自助）

- ひとり暮らしの人は、定期的に知人と連絡を取りましょう
- 地域の中で気になる人や支援が必要と思われる人がいれば、民生委員児童委員や福祉委員など、地域の相談窓口にご相談しましょう
- 地区自治会に加入し、地区自治会の活動に積極的に参加しましょう
- さまざまな団体などの活動に参加し、地域での交流を深めましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 個人のプライバシーに注意しながら、地域の中で支援が必要と思われる人の情報をできるだけ共有しましょう
- 地域の活動などの情報を、地域に向けて積極的に発信しましょう
- 地域で活動している団体などは、自らの活動の周知を積極的に行いましょう
- 地域で活動している団体同士が集まる場に積極的に参加し、地域の情報を共有しましょう
- C SWとのつながりを持ちましょう

行政の取組（公助）

施策名	施策内容
福祉従事者と民生委員児童委員、福祉委員、学校などの連携強化	<p>○ひとり暮らし高齢者の見守り活動（小地域ネットワーク活動）など、地域での見守り体制の充実を図るため、民生委員児童委員と福祉委員の連携強化を図ります。</p> <p>○地域でのさまざまな課題に迅速・適切に対応するため、福祉施設職員を含む福祉従事者と、民生委員児童委員、福祉委員、学校などの連携を強化します。</p>
孤立死防止対策事業	<p>○孤立死の防止のため、見守り活動の協力者の拡大に向けて、新しい協力事業所を検討していくとともに、事業の周知に努めます。</p> <p>○地域から寄せられる相談に対して、対象者情報の集約を行い、市社協に可能な範囲で提供し、現地への急行を依頼します。また、場合によっては、警察立ち合いのもと、立ち入り調査を行います。</p>
サービスの質の向上	<p>○サービス利用者の多様なニーズや複雑化・複合化した相談内容に対応できるよう、関係機関との連携を図り、指導、助言を行うことにより介護相談員のスキルアップに努めます。</p> <p>○障害者支援会議の相談支援部会を通じて、事業所間の情報共有と連絡調整の強化に努めます。</p> <p>○就学前施設における定期的な自己点検・評価や第三者評価等の実施を促進し、質の確保やサービスの向上に努めます。</p>
CSWの活動支援	<p>○市社協に2名のCSWを配置していますが、地域における困窮に関する相談や将来的な不安を持つ対象者との支援や関わりなど課題の複合化により、長期的な支援が必要なケースが増加しています。</p> <p>各中学校区1人の体制確保に向けて、各関係機関との連携を強化し、事業の安定的な運営に向けて支援します。</p>
地域に開かれた学校づくりの推進	<p>○道明寺南小学校におけるコミュニティ・スクールのモデル検証を踏まえ、新たなモデル校の選定を行うとともに、各校においても地域に開かれた学校づくりを進めていきます。</p>
地域福祉関連情報の共有	<p>○分野を超えて情報を共有できるよう、市の関係課と市社協との連携体制を強化します。</p>

基本目標3 安心・安全で、誰もが住みやすいまち

基本施策1 権利が護られるまちづくり

認知症の人や障害のある人など、判断能力が低下した人の権利擁護に向け、消費者被害の防止に向けた注意喚起の情報提供や消費生活相談体制の強化、成年後見制度等の各種支援制度の周知・利用促進といった支援を必要とする人の権利や財産を守る取組を進めます。

また、重大な権利侵害である虐待を早期に発見し、深刻化を防ぐために、地域の見守りなどによりその兆しを発見し、早期に支援に結びつけるなど、行政と地域が連携して対応する体制を構築するとともに、市民一人ひとりの理解を深められるよう周知を図ります。

加えて、安心して暮らせる環境をつくる上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止は重要な課題になります。罪を犯した人が円滑に社会復帰できるよう、関係機関と協働して支援に努めるとともに、罪を犯した人の地域での孤立を防ぐために、地域での更生に関する理解促進に取り組みます。

めざす姿

成年後見制度の利用や虐待の防止など、権利擁護の体制が整備され、市民一人ひとりに周知されて、あらゆる人の権利が保障されています

市民に期待すること（自助）

- 権利擁護に関する制度や事業について関心を持ちましょう
- 認知症について正しい理解を深めましょう
- 電話や訪問での勧誘やお金の振り込み依頼などに不審な点を感じたら、家族や友人、相談窓口などに相談しましょう
- 警察などの消費者問題に関する注意喚起の情報を、気に留めておきましょう
- 日ごろから隣近所の人と交流し、犯罪の起こりにくい地域づくりに努めましょう
- 「社会を明るくする運動」に関心を持ち、社会復帰をめざしている人やそれを支援する活動に対して正しい知識を持ちましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 地域内で連携して見守り体制を整え、支援が必要な人を把握しましょう
- 地域で、防犯や消費者問題などの情報を共有しましょう

行政の取組（公助）

施策名	施策内容
各種虐待への対応	<p>○子どもや高齢者、障害のある人に対する各種虐待や多様化する暴力の早期発見と適切な対応に向けて、広報紙やホームページ等のあらゆる媒体を通じて地域団体や市民への意識啓発を行います。</p> <p>○虐待を早期に発見し、対応につなげるため、関係機関との連携を強化します。また、被害者の安全確保に向けて、適切かつ迅速な対応に努めます。</p>
消費者被害の防止	<p>○悪質商法などの消費者被害を防止するため、広報や講座等を通じた注意喚起を行うとともに、消費生活センターや相談窓口の周知啓発を図ります。</p> <p>○判断能力が低下した高齢者などの消費者被害を防止するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を図ります。</p>
再犯防止推進計画	
保護司会・更生保護女性会との連携強化	○地域において再犯防止のために活動されている羽曳野・藤井寺地区保護司会及び藤井寺市更生保護女性会との連携を継続・強化し、活動を支援します。
犯罪・非行に関する相談窓口等への支援	○本市と羽曳野市において設置されている更生保護サポートセンターの運営を支援します。
「社会を明るくする運動」及び保護司活動等の周知	○更生保護のための「社会を明るくする運動」や、羽曳野・藤井寺地区保護司会及び藤井寺市更生保護女性会の活動について、広報等を通じて広く周知し、理解の促進を図ります。

基本施策2 災害に強いまちづくり

近年、日本では自然災害が頻発しており、住民の災害に対する不安感や防災意識が高まっています。災害時には、公的な支援が届くまでに時間を要する場合もあり、自分の身を守ることと近隣住民同士で助け合うことが非常に重要となります。災害に対する不安を少しでも取り除き、安心して日々を暮らせるよう、地域の自主防災組織の充実を支援します。

また、災害時などの緊急時に支援を必要とする人を把握し、個人情報の保護に配慮しつつ、地域で要支援者を支援する人々と要支援者情報の共有を図り、災害時における安否確認や支援を行う体制の整備に取り組みます。

めざす姿

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の意識を持ち、地域で防災活動に取り組んでいます

市民に期待すること（自助）

- 地域で行われている防災訓練などに積極的に参加しましょう
- 防災用品や非常食等を日ごろから備蓄しておきましょう
- 日ごろから避難経路や避難場所を確認しておきましょう
- 災害などの緊急時のために、家族間の連絡方法などを決めておきましょう
- 隣近所で支援が必要な人への声かけや見守りを行いましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- いざという時に地域の住民同士で助け合えるよう、平常時から住民同士が関わりを持てる機会をつくりましょう
- 自主防災組織の充実など、地域での防災意識の向上に努めましょう
- 自主防災組織で実際の避難方法の確認を行うなど、防災体制を整えましょう
- 災害などの緊急時の避難経路や避難場所を、地域で共有しましょう
- 行政と協力して、防災訓練を行いましょう
- 個人のプライバシーに注意しながら、避難に支援が必要な人の把握に努めましょう

行政の取組（公助）

施策名	施策内容
要支援者情報の共有化	○災害時の避難に支援が必要な人の支援をスムーズに行えるよう、地域との情報共有体制を継続します。
市社協災害ボランティア養成事業	○市社協において災害ボランティアの募集、養成を行うとともに、市民への防災意識の啓発を行います。 ○市社協において羽曳野市・柏原市との3市合同で災害ボランティア養成講座や災害ボランティアセンターの運営訓練を行い、市民への防災意識を高めます。
自主防災組織の充実支援	○防災に関する研修会の開催や知識の普及啓発を行い、自主防災組織の充実に向けて支援します。 ○災害時を想定した訓練の実施支援を行い、地域内での世代間交流やコミュニティの活性化に努めます。

基本施策3 ユニバーサルデザインに基づくまちづくり

年齢・性別・国籍・障害の有無にかかわらず、地域に暮らすあらゆる人が安心・安全に暮らすことのできるまちの実現に向けては、歩道や道路の計画的な整備や公共交通機関等での配慮などの「建築物等のバリアフリー化」だけでなく、すべての人が情報にアクセスできるようにするための取組である「情報のバリアフリー化」、市民一人ひとりが、さまざまな心身の特性や考え方を持つことについて相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合う「心のバリアフリー化」に取り組んでいくことが必要です。

今後もユニバーサルデザインを取り入れた環境整備や情報保障の取組、多様性や合理的配慮に関する周知啓発に取り組めます。

めざす姿

年齢・性別・国籍・障害の有無にかかわらず、地域に暮らすあらゆる人が、
お互いを理解し合いながら、安全、快適、安心して暮らしています

市民に期待すること（自助）

- ユニバーサルデザインの意義を理解しましょう
- 公共の場でのルールやマナーを守りましょう
- さまざまな立場や状況の人を理解し、一人ひとりが「心のバリアフリー」に取り組みましょう
- 高齢者や障害のある人が困っていたら、できるだけ手助けするように心がけましょう
- 移動が困難な人のちょっとした買い物などを、できるだけ手助けするように心がけましょう
- バリアフリーに関するさまざまなサインやシンボルマークの意味を理解しましょう
- 歩道などの危険な箇所があれば、市に連絡しましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 地域の中でユニバーサルデザインの意義を共有しましょう
- 地域の人々の間で、気軽に手助けを頼める関係性を作りましょう
- 地域の集まりや活動については、地域の多様な人が参加しやすくなるよう配慮しましょう
- 歩道などの危険な箇所の確認や地域への周知に努めましょう
- 福祉有償運送の活用を検討しましょう
- 情報を発信する際には、高齢者や障害のある人に配慮し、誰もが等しく情報を入手できるように努めましょう

行政の取組（公助）

施策名	施策内容
歩道や道路の計画的な整備	○市民の円滑な移動や快適性・安全性の確保を図るため、道路整備を計画的に進めるとともに、市内の道路反射鏡及び横断防止柵、転落防止柵、路面標示の新設及び補修、歩車分離整備、放置自転車対策などを進めます。
道路の利便性の向上	○市民要望や職員による道路パトロール等に基づき、視覚障害者誘導用点字ブロックなどの新設、補修を促進します。
情報のバリアフリー化の推進	<p>○ICTを活用したコミュニケーション手段の活用など、情報のバリアフリー化を進めます。</p> <p>○広報紙の点字版や音声版など、アクセシビリティに配慮した広報に取り組みます。</p> <p>○手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、障害のある人の情報保障に努めます。</p>
障害者差別解消法の普及	<p>○障害のある人に対する合理的配慮の提供や障害の理解促進に努めます。</p> <p>○市広報紙をはじめ、さまざまな媒体を活用した同法の周知啓発を図ります。</p>

第5章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制

地域共生社会の実現のためには、住民が抱える多様な課題に対して、地域住民や地域の多様な主体がそれぞれの役割を認識するとともに、相互に連携する必要があります。

地域福祉の考え方や重要性、市のめざす方向性等について、市民をはじめ多様な主体との意識を共有できるよう、さまざまな機会を通じて周知を図ります。

また、地域福祉計画は行政の福祉分野の上位計画であることから、各福祉分野を含めた地域福祉に関わる関係機関との横断的な連携に向けて、適切な情報共有・課題検討の体制を強化するとともに、複雑化・複合化した福祉課題に対して包括的に対応できるよう、検証・調整を随時行います。

(1) 市民の役割

市民は福祉サービスの利用者であるだけでなく、担い手でもある、という意識を持ち、地域福祉の担い手として、さまざまな活動などに主体的に参加すること、市民相互が各地域で支え合い、助け合うこと、行政との協働の取組へ協力することなどが期待されます。

(2) 地区自治会、事業者、団体、企業などの役割

地域福祉の推進にあたって、地区自治会や事業者、団体、企業、市民公益活動団体、ボランティア団体、各種サークル等の果たす役割は大きいと考えられます。福祉に関わるさまざまなサービスの提供や活動の実施、地域住民との交流などによる専門的な発言を得られる機会の創出などの社会貢献の活動だけでなく、行政との協働の取組への協力などが期待されます。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉をどのように進めていくかを具体的に示す地域福祉活動計画を策定し、地域住民主体によるさまざまな地域福祉活動を推進するとともに、市のさまざまな福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動しています。

今後も、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域のつながりと支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されます。

(4) 行政の役割

行政は公的な福祉サービスを提供するとともに、市民や各関係機関等の多様な主体の活動を支援し、相互の連携や交流機会の創出に努める等、地域福祉活動を支える基盤整備に努めます。

2. 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進していくため、掲げられた各施策・事業についてPDC Aサイクルに基づき進捗状況を定期的に点検・評価することが重要です。本市では、事務局である福祉総務課が中心となり、進捗状況の点検・評価を行うとともに、考えられる問題点・課題については、各施策の改善や計画の見直しを検討していきます。

なお、計画の点検・評価・見直しに際しては、必要に応じて、市民や事業所等、地域福祉に関わる人々から広く意見を求めるとともに、法律や制度改正等があった場合には、必要に応じ、計画の見直しを行います。

1. 計画の策定経過

年月日	会議・調査等	内容
令和7(2025)年 7月1日	第1回 藤井寺市地域福祉計画 策定委員会	○委員長及び副委員長の選任について ○地域福祉計画策定に向けて ○アンケート調査内容について
8月	地域福祉推進に関する アンケート調査の実施	○市内在住の18歳以上市民2,500人と市内の福祉関係者を対象にアンケート調査を実施 (調査結果の詳細は、第2章「2 アンケート調査等からみえる本市の現状」を参照)
9月1日	福祉関係者懇談会の 実施	○地域の困りごとやその解決に向けた取組についての懇談会を実施 (実施結果の詳細は、第2章「3 福祉関係者懇談会からみえる本市の現状」を参照)
10月6日	第2回 藤井寺市地域福祉計画 策定委員会	○議事録の承認について ○アンケート調査の結果(速報版)について ○福祉関係者懇談会の結果について ○計画骨子案の審議
12月26日	第3回 藤井寺市地域福祉計画 策定委員会	○議事録の承認について ○アンケート調査の結果について ○計画素案の審議
令和8(2026)年 1月9日～ 1月30日	パブリックコメントの 募集	○市内の複数の施設及びホームページにおいて、パブリックコメントを募集
2月17日	第4回 藤井寺市地域福祉計画 策定委員会	○議事録の承認について ○パブリックコメントの結果について ○計画案の審議

2. 藤井寺市地域福祉計画策定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、藤井寺市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する次の事項とする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、7人以上25人以下の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療又は福祉関係者
- (3) 関係市民団体等の代表者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定終了までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 委員会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

3. 藤井寺市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

所 属	氏 名	備 考
桃山学院大学 名誉教授	◎ 石 田 易 司	～令和7年8月31日
関西福祉科学大学 教授	◎ 藤 原 慶 二	令和7年9月1日～
藤井寺市民生委員児童委員協議会	井 関 真知子	
藤井寺市身体障害者福祉協議会	谷 口 美 世	
藤井寺市社会福祉協議会	○ 羽 根 武 志	
一般社団法人藤井寺市医師会	藤 本 恭 平	
大阪府藤井寺保健所	松 岡 孝 子	
藤井寺市福祉委員会連絡協議会	松 山 弘 子	
藤井寺市区長会	上 田 裕 彦	
藤井寺市老人クラブ連合会	林 均	
藤井寺市校長会	家 口 有紀子	
市民委員	北 浦 久 子	
市民委員	福 村 忠 彦	

◎：委員長、○：副委員長

4. 用語の説明

用語		解説
あ	ICT	「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のこと。
	インフォーマルサービス	家族や隣近所、地域、ボランティア、企業などが提供する支援のこと。それに対して、公的機関や専門職による制度に基づいた支援サービスのことを「フォーマルサービス」という。
	SNS	「Social Networking Service」の略称で、登録した利用者同士が交流できるオンラインの会員制サービスのこと。
か	核家族	一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。
	虐待	身体的な暴行や心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）を行うこと。高齢者、障がいのある人、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。
	協働	共通の目的を達成するために、市民・市民活動団体・事業者・行政など、まちづくりに関わる多様な主体が、お互いに対する理解と尊重のもと、それぞれの特性に応じて持てる力を余すことなく出し合い、また、力を合わせるこ
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がいのある人が、地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
	高齢化率	総人口に占める65歳以上人口（高齢者人口）の割合。高齢者人口比率ともいう。
	コミュニティ	住民が共同体意識を持って生活を営む、一定の地域及び近隣社会のこと。居住地域に関わらず、同じ目的や関心で結びついた人々の集まり（テーマコミュニティ）を指す場合もある。
さ	サロン	地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
	CSW	コミュニティソーシャルワーカー。地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組や住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う人のこと。
	市民公益活動団体	市民が自発的かつ主体的に行う営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のことであり、NPO法人などが含まれる。
	生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度。
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を不利益から守るために、財産管理や契約の締結といった法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う制度。

用語		解説
	ソーシャル インクルージョン	「すべての人を孤立や排除、摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という考え方のこと。
た	ダブルケア	介護と育児に同時に直面すること。
	地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域包括支援センター	高齢者が地域でいきいきとした生活が継続できるよう、高齢者の多様なニーズ・相談に対応し、介護予防など必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点となる機関。主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職員が配置され、専門性を生かしながら高齢者への総合的な支援を行っている。
な	認知症	さまざまな病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に変化し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障を来した状態のこと。代表的なものに、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがある。
	ネグレクト	幼児や高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。状況により、物理的には問題がないのに保護を放棄する「積極的ネグレクト」と、知識・経済力の不足、疾患のために保護ができない「消極的ネグレクト」に分けられる。
	ノーマライゼーション	直訳すると「普通なものにすること」という意味で、障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方のこと。
は	8050問題（9060問題）	80歳代（90歳代）の高齢の親と働いていない独身の50歳代（60歳代）のこどもが同居し、親の年金や資産に依存して生活している世帯で生じる社会問題。特に、こどもが長期間ひきこもり状態にある場合や、病気等により安定した就労が困難で、自立が難しいケースが多い。
	バリアフリー	社会生活をしていく上で物理的なバリア（障壁）となるもの（段差など）を除去すること。高齢者や障がいのある人、外国人などが活動する上で社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
	ひきこもり	さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。
	福祉有償運送	市民公益活動団体や社会福祉法人などの非営利法人などが、要介護認定を受けた人や障害のある人など、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象として、営利とは認められない範囲で行う、自動車によるドア・ツー・ドアの移送サービスのこと。なお、利用者はあらかじめサービスを提供する事業所への登録が必要。
	保護司	法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。
	ボランティア	自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。
ま	民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民の暮らしを支援する。民生委員は、児童福祉に関する相談・支援などを行う児童委員を兼ねている。

用語		解説
や	ヤングケアラー	家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもある。
	ユニバーサルデザイン	性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方のこと。また、施設や設備に限らず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもある。
	要介護(要支援)認定者	介護保険制度で要介護認定を受けた結果認定されるもので、日常生活行動について人の手助けが必要になった人のこと。要支援は要支援1と要支援2の2段階、要介護は要介護1から要介護5まで5段階あり、介護の必要度の高さにより区分される。

第5期藤井寺市地域福祉計画

～ 支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり ～

令和8(2026)年3月

藤井寺市 健康福祉部 福祉総務課

住 所：〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

電 話：072-939-1111 (代表)

F A X：072-939-0399

